

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社 ZMP

目次

| | 頁 |
|-------------------------------------|-----|
| 表紙 | |
| 第一部 企業情報 | 1 |
| 第1 企業の概況 | 1 |
| 1. 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2. 沿革 | 3 |
| 3. 事業の内容 | 4 |
| 4. 関係会社の状況 | 11 |
| 5. 従業員の状況 | 11 |
| 第2 事業の状況 | 12 |
| 1. 業績等の概要 | 12 |
| 2. 生産、受注及び販売の状況 | 15 |
| 3. 対処すべき課題 | 16 |
| 4. 事業等のリスク | 18 |
| 5. 経営上の重要な契約等 | 24 |
| 6. 研究開発活動 | 25 |
| 7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 26 |
| 第3 設備の状況 | 29 |
| 1. 設備投資等の概要 | 29 |
| 2. 主要な設備の状況 | 29 |
| 3. 設備の新設、除却等の計画 | 29 |
| 第4 提出会社の状況 | 30 |
| 1. 株式等の状況 | 30 |
| 2. 自己株式の取得等の状況 | 62 |
| 3. 配当政策 | 63 |
| 4. 株価の推移 | 63 |
| 5. 役員の状況 | 64 |
| 6. コーポレート・ガバナンスの状況等 | 68 |
| 第5 経理の状況 | 75 |
| 1. 財務諸表等 | 76 |
| (1) 財務諸表 | 76 |
| (2) 主な資産及び負債の内容 | 112 |
| (3) その他 | 114 |
| 第6 提出会社の株式事務の概要 | 115 |
| 第7 提出会社の参考情報 | 116 |
| 1. 提出会社の親会社等の情報 | 116 |
| 2. その他の参考情報 | 116 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 | 117 |
| 第三部 特別情報 | 118 |
| 第1 連動子会社の最近の財務諸表 | 118 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第四部 株式公開情報 | 119 |
| 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況 | 119 |
| 第2 第三者割当等の概況 | 125 |
| 1. 第三者割当等による株式等の発行の内容 | 125 |
| 2. 取得者の概況 | 129 |
| 3. 取得者の株式等の移動状況 | 133 |
| 第3 株主の状況 | 134 |
| [監査報告書] | |

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 平成28年11月14日

【会社名】 株式会社ZMP

【英訳名】 ZMP Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷口 恒(戸籍名: 谷口 恵恒)

【本店の所在の場所】 東京都文京区小石川五丁目41番10号 住友不動産小石川ビル

【電話番号】 (03) 5802-6901 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 今西 暉子

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区小石川五丁目41番10号 住友不動産小石川ビル

【電話番号】 (03) 5802-6901 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 今西 暉子

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| 決算年月 | 平成23年12月 | 平成24年12月 | 平成25年12月 | 平成26年12月 | 平成27年12月 |
| 売上高 (千円) | 157,392 | 230,973 | 422,689 | 639,478 | 709,756 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | 6,473 | 37,632 | 116,735 | 92,284 | △58,061 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) (千円) | △11,240 | 36,682 | 105,344 | 83,447 | △59,848 |
| 持分法を適用した場合の投資損失 (△) (千円) | — | — | — | — | △96,610 |
| 資本金 (千円) | 30,000 | 30,000 | 182,500 | 387,500 | 545,795 |
| 発行済株式総数 | | | | | |
| 普通株式 (株) | 2,000 | 2,000 | 5,000 | 5,000 | 38,792,000 |
| A種優先株式 (株) | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | — |
| B種優先株式 (株) | 3,002 | 3,002 | 3,002 | 3,002 | — |
| C種優先株式 (株) | 4,000 | 4,000 | 4,500 | 4,500 | — |
| D種優先株式 (株) | — | — | — | 3,280 | — |
| 純資産額 (千円) | 28,708 | 65,390 | 475,735 | 969,183 | 1,227,329 |
| 総資産額 (千円) | 124,720 | 163,315 | 622,059 | 1,074,229 | 1,317,753 |
| 1株当たり純資産額 (円) | △499,835.78 | △481,494.62 | △111,528.95 | △47.42 | 31.60 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円) | △5,620.10 | 18,341.16 | 49,808.27 | 8.34 | △3.51 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | — | 3,631.19 | 10,184.12 | 2.61 | — |
| 自己資本比率 (%) | 23.0 | 40.0 | 76.5 | 90.3 | 93.0 |
| 自己資本利益率 (%) | — | 78.0 | 38.9 | 11.6 | — |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — | — | — |
| 配当性向 (%) | — | — | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | 22,621 | △55,639 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | △8,478 | △386,284 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | 354,292 | 314,940 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | — | — | — | 787,685 | 660,733 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人) | 11 (1) | 15 (12) | 19 (6) | 32 (6) | 51 (14) |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第11期及び第12期は関係会社が存在しないため、第13期、第14期は子会社1社（株式会社カートモ）を有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であるため、記載しておりません。

4. 第12期、第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式のうち発行済優先株式を含めて計算しております。なお、新株予約権が存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の計算には含めておりません。第11期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 第11期及び第15期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は第14期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第11期、第12期及び第13期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 第11期については、不採算事業の撤退に伴う特別損失計上の影響により、当期純損失となりました。また、第15期については、研究開発費の増加に伴い、経常損失、当期純損失となりました。
9. 第14期及び第15期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第11期、第12期及び第13期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得条項を行使したことにより、平成27年10月21日付でこれらの各種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、同日付の取締役会の決議により、取得した全ての優先株式を消却しております。
11. 当社は、平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は、平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第11期、第12期及び第13期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|-----------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成23年12月 | 平成24年12月 | 平成25年12月 | 平成26年12月 | 平成27年12月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | △249.92 | △240.75 | △55.76 | △47.42 | 31.60 |
| 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△） (円) | △2.81 | 9.17 | 24.90 | 8.34 | △3.51 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | — | 1.82 | 5.09 | 2.61 | — |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |

2 【沿革】

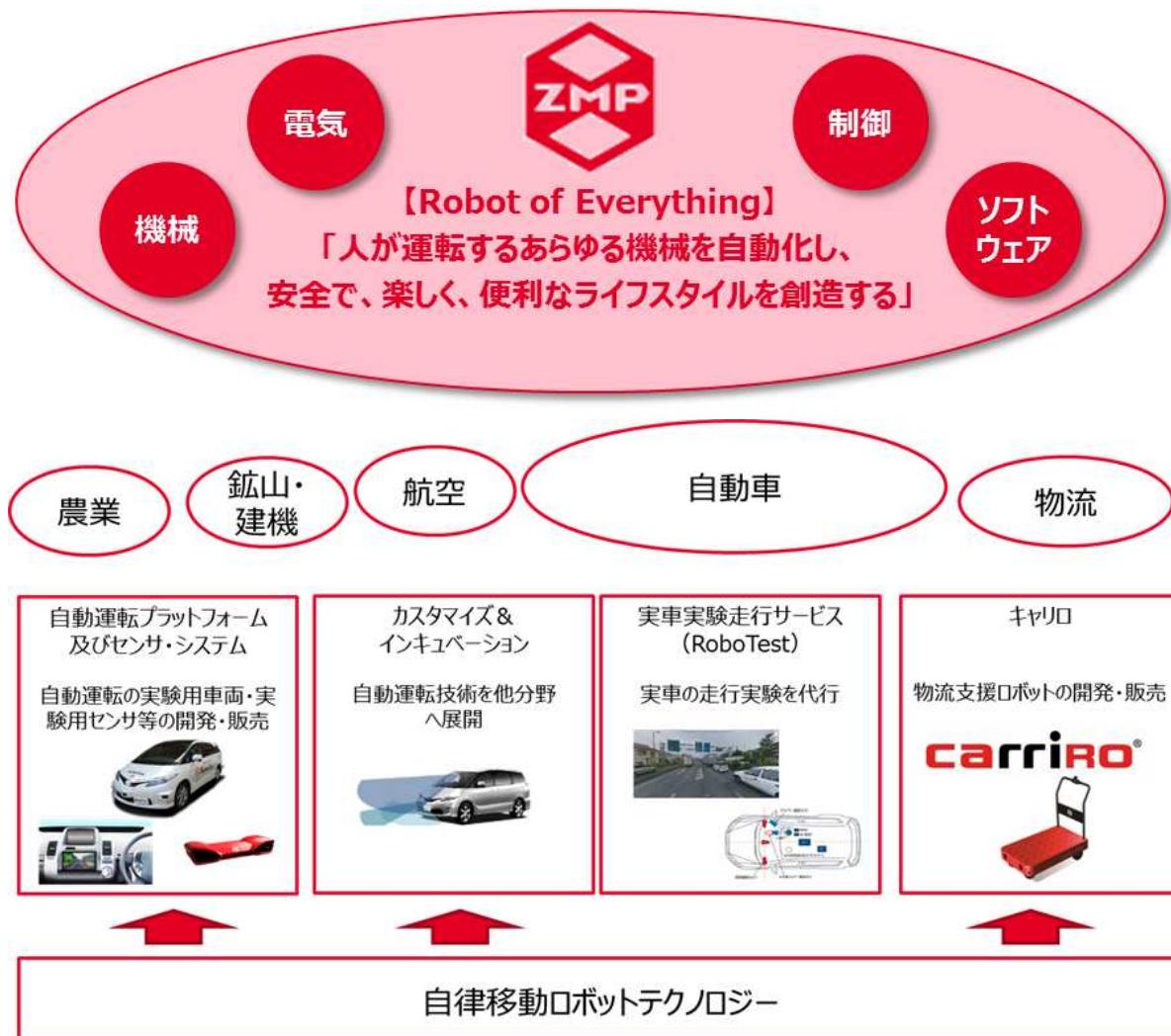
当社の代表取締役社長であり創業者である谷口恒(戸籍名：谷口恵恒)は、大学卒業後、自動車の制御機器メーカーのエンジニアとしてアンチロックブレーキの開発に携わった後、専門商社でマネージメントと技術営業を学び、インターネット上でコンテンツを流通させる仕組みを提供するIT企業を設立しました。その後、文部科学省所管の科学技術振興事業団（現国立研究開発法人科学技術振興機構、以下、「JST」という）の創造科学技術推進事業（ERATO）の研究成果物である二足歩行の人型ロボット「PINO」に出会い、IT産業の次はRT（Robot Technology）産業の時代がくると想定し、平成13年1月にロボット専業ベンチャーである有限会社ゼットエムピーを東京都港区神宮前に設立しました。

会社の設立後、現在までの沿革は次のとおりとなります。

| | |
|----------|--|
| 平成13年1月 | 東京都港区神宮前に、有限会社ゼットエムピー（資本金3百万円）を設立 |
| 平成13年6月 | 有限会社を改組し、株式会社ゼットエムピー（現株式会社ZMP）を設立 東京都港区六本木に本社移転 |
| 平成13年7月 | 研究開発用途を目的とした人型二足歩行ロボットPINOを販売開始 |
| 平成14年9月 | 東京都港区三田に本社移転 |
| 平成15年6月 | JST(国立研究開発法人科学技術振興機構)の研究成果最適移転事業、成果育成プログラムB（略称：独創モデル化）に採択され、視聴覚統合技術の開発を行う |
| 平成16年11月 | 東京都目黒区青葉台に本社移転 |
| 平成17年4月 | 家庭用二足歩行ロボットnuvo販売開始 |
| 平成19年1月 | 自律移動ネットワーク音楽プレーヤーmiuro販売開始 |
| 平成21年6月 | 東京都文京区小石川に本社移転。スケールモデルRoboCar 1/10販売開始 |
| 平成22年8月 | 一人乗りロボットEV RoboCar MV販売開始 |
| 平成24年3月 | 普通車ベースのRoboCar HV販売開始 |
| 平成25年1月 | プラグインハイブリッドベースのRoboCar PHV販売開始 |
| 平成25年7月 | 株式会社JVCケンウッドと共に移動体通信による車載CANデータのクラウドプラットフォームを活用するテレマティクス事業を共同展開することを目的として、東京都文京区小石川に株式会社カートモを設立（当社出資比率51.0%） |
| 平成26年4月 | 商号を株式会社ZMPに変更 |
| 平成26年7月 | 物流支援を目的とした「CarriRo(キャリロ)」、自動運転コンピュータ「IZAC（アイザック）」の製品発表を実施 |
| 平成27年1月 | 株式会社ハーツユナイテッドグループと共に自動車業界向けのデバッグ及びデータ収集等実験代行に関する事業を共同展開することを目的として、東京都文京区小石川に株式会社ZEG（ゼグ）を設立（当社出資比率51.0%） |
| 平成27年5月 | 株式会社ディー・エヌ・エーと共に自動運転技術を活用した旅客運送事業の実現に向けた研究・開発などを行うことを目的として、東京都渋谷区渋谷にロボットタクシー株式会社を設立（当社出資比率33.4%） |
| 平成27年8月 | ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社と共に自律型無人航空機による画像撮影とクラウドによる画像データの処理を組み合わせた、産業用ソリューションを開発・提供することを目的として、東京都文京区小石川にエアロセンス株式会社を設立（当社出資比率49.9%） |
| 平成28年2月 | 第2回日本ベンチャービジネス大賞（経済産業省主催）において、「ベンチャー企業・大企業等連携賞（経済産業大臣賞）」を受賞（株式会社ディー・エヌ・エー及びソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社と共同受賞） |
| 平成28年8月 | 物流支援ロボット「キャリロ」発売開始 |

3 【事業の内容】

当社は、「Robot of Everything 人が運転するあらゆる機械を自動化し、安全で、楽しく、便利なライフスタイルを創造する」をミッションに掲げ、あらゆる産業において最新のロボット技術をもってソリューションを提供することを目指しております。当社は、平成13年の創業以来、二足歩行ロボットや二輪型自律移動ロボット、自動運転技術の研究開発のための実験用車両であるロボットカー等の開発を通じて培った、センシング（認知）技術や制御（判断・操作）技術及びそれらを統合するノウハウを有しております、これを「自律移動ロボットテクノロジー」として、様々な産業分野にソリューションを提供しております。



1. 事業の概要

当社の事業は自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、事業分野別に記載しております。当社の事業分野は（1）自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム、（2）実車実験走行サービス（RoboTest）、（3）カスタマイズ&インキュベーション、（4）キャリロの4分野です。

当社は研究開発フェーズから商品企画やマーケティング、製品化後の改善に至るまでの顧客のそれぞれのフェーズに製品・サービスの提供を行っております。そのため、顧客の研究開発に必要な研究機器の販売、製品化前におけるマーケティング、製品化後の製品改善に係る調査業務などの取引を行うことができます。

当社の事業分野別の製品サービスの具体的な内容は次のとおりです。

（1）自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム

当社では完全自動走行システム（レベル4）をゴールとして技術開発を行っており、関連技術を活用した製品を自動車及び部品メーカー、大学等研究機関向けに提供しております。本事業分野における当社の主な製品は「カー・ロボティクス・プラットフォーム（自動運転の実験用車両等）」と「センサ・システム（自動運転の実験用センサ等）」ですが、多くの場合、両製品が組み合わされて使用されます。

「カー・ロボティクス・プラットフォーム」については、「RoboCar 1/10」「RoboCar MV/MV2」「RoboCar PHV/HV」そして「RoboCar MiniVan」の4製品をRoboCarシリーズとして展開しております。4製品共に、自動運転技術の研究開発のための実験・開発用車両です。ハードとソフトを一貫して提供しており、顧客の研究開発を支援しております。

「センサ・システム」については、画像認識技術と情報解析・走行制御技術を活用した製品を中心に提供しております。

画像認識技術を活用した製品としては、ステレオカメラ「RoboVision2」、単眼カメラの「RoboVision Single」を展開しております。「RoboVision2」は、2つのカメラを同期させて取得した画像から三角測量の原理で距離を取得できるステレオカメラです。高感度CMOSセンサにより低照度環境でも画像を取得でき、ADAS・自動運転車のセンシング（環境認識）の研究開発に活用されております。

情報解析・走行制御技術を活用した製品として、RoboCarシリーズに搭載する自動運転技術開発用コンピュータ「IZAC」を開発しております。「IZAC」はインテル社製CPUを搭載したADASや自動運転技術の研究開発用のコンピュータです。カメラやレーザセンサなどから得られる周辺環境に関する多量の情報処理や、自己位置推定やマッピング、障害物やレーン検知などを行い、経路生成などの判断、車両のステアリングやアクセル・ブレーキの制御を行うことを目的としております。なお、「IZAC」は単体では販売しておらず、RoboCarシリーズに組み込んだ上で販売しております。

また、RoboCarシリーズの開発過程で蓄積した車載ネットワークデータに対する知見により、車載ネットワークデータを取得する車載器の開発・販売、公道やテストコースを走行しデータを収集する実車実験走行サービスを行っております（実車実験走行サービスについては（2）で詳述いたします）。

| 主 な 製 品 | 概 要 |
|--------------------------------|--|
| RoboCar 1/10 | 実車の1/10スケールのミニチュアカーにカメラ、レーザセンサ等の各種センサとアプリケーション開発環境を実装。省スペースでの実験に利用可能なエントリーパッケージ。 |
| RoboCar MV/MV2 | 一人乗り小型EVにZMPオリジナルコントローラ、自動操舵・ブレーキシステムとそれらの制御ライブラリを提供。障害物回避や自動運転、遠隔操縦などの開発を行うことが可能。カメラやセンサなど自社製品を搭載して実験・評価も可能。 |
| RoboCar PHV/HV RoboCar MiniVan | 市販ハイブリッド車にZMPオリジナルコントローラを搭載し、走る・曲がる・止まるをプログラムから制御可能とした実験車両。ステレオカメラ、レーザセンサ、GNSS/GPS等を搭載し、自動運転技術等の研究開発における実験車両として提供。 |
| IZAC | 自動運転技術開発用コンピュータ。自動運転技術開発に必要なセンシング、自己位置推定等のアプローチをコンポーネントとして提供。 |
| RoboVisionシリーズ | 高感度CMOSセンサを搭載したステレオビジョンシステムRoboVision2、単眼カメラを用いて機械学習で車両や歩行者の検出が可能なRoboVision Singleなど、自動運転・ADAS技術開発向けのカメラ製品。 |

(2) 実車実験走行サービス (RoboTest)

公道やテストコースでドライバが実車の走行を行い、車載LAN規格であるCAN (Controller Area Network) 情報や、車両の周囲の状況を把握するカメラやレーザセンサの情報、また、ドライバの挙動や状態を計測するモーションセンサや生体センサ等の情報を収集する実験の代行サービスです。

ドライバの手配は子会社である株式会社Z E Gに委託しており、年齢や性別、運転歴等の様々な属性のドライバを手配することができます。主要顧客は自動車メーカー、部品メーカー、大手電機メーカー及び車載機器メーカーです。

また、国内だけではなく、海外でのデータ収集も行っており、本書提出日現在において、欧州37か国でのデータ収集を実施した実績があります。本事業における当社の特徴は、データ収集のためのシステム一式（ハードウェア及びソフトウェア）を自社で開発している点及び実験計画からデータ分析まで一貫した実施が可能である点にあります。研究開発フェーズでは製品やシステムの評価、商品企画やマーケティングフェーズでは一般ドライバの運転・操作データの収集やアンケートなどを行っております。



実車実験走行サービスの実施範囲

(3) カスタマイズ&インキュベーション

カスタマイズ&インキュベーションでは、自動車の自動運転技術の開発で培った技術、ノウハウを活用し、主に自動車業界におけるシステムのカスタマイズを行っております。具体的には、自動車メーカーの所有する車両にセンサやコンピュータを搭載し、自動運転技術の実験車両としてシステム構築を行ったり、自動車メーカー向けに、ドライバの運転操作を評価するためのシステムの構築など、自動車／部品メーカーのADAS技術や自動運転技術の研究開発に必要なシステムの開発を行っております。また、業務用車両を手掛ける移動体メーカー（自動車、商用車、建設機械、農業機械、物流搬送機器、屋外作業機械等）向けに、作業用機械の自動化の試作システムの構築など、自動化や自動化のためのセンシングシステムの開発等を行っております。また、関係会社であるロボットタクシー株式会社向けに、自動運転技術に係る技術開発支援サービスの提供も行っております。

なお、ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社と合弁会社「エアロセンス株式会社」（ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社50.005%（平成28年8月にソニー株式会社に移動）、当社49.995%出資。当社関連会社）を平成27年8月3日に設立し、飛行計画から画像処理まで全て自動で行える自律型無人航空機（ドローン）による事業展開を開始しております。

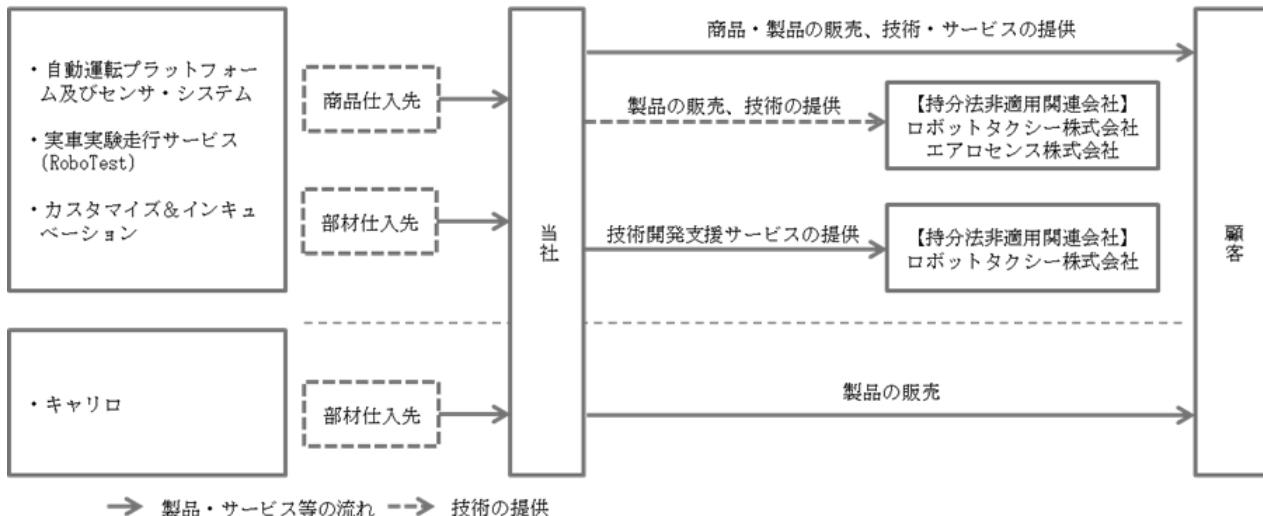
(4) キャリロ

当社では、物流業界での人手不足問題解決に貢献することを目的に、荷物の運搬に用いる台車に当社の技術を適用した物流支援を目的としたロボット「キャリロ」を開発し、平成28年8月から発売開始しております。

キャリロは、汎用台車にロボット技術を適用し、①ジョイスティックを操作すると、前後左右に走行し、力を使うことなく荷物を運ぶことができる「ドライブモード」、②作業者や親機となるキャリロに追従する「カルガモモード」を搭載しております。これらの機能により、作業員の負担の軽減や、運搬量の増加や運搬の自動化による生産性の向上を目指していきます。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



（注）上記以外に非連結子会社2社（株式会社ZEG、株式会社カートモ）があります。

2. 事業の特徴

当社の特徴は「自動車技術に関する知見と自動車へのロボット技術の応用ノウハウ」、「独立系企業としての自由度の高さ」、「アプリケーションの多様化・事業の多角化」にあります。

①自動車技術に関する知見と自動車へのロボット技術の応用ノウハウ

当社では、自動車内部のネットワーク規格であるCAN (Controller Area Network) 情報を収集する車載器と、CAN 情報を介して自動車の制御を可能とするソフトウェア技術を独自に開発しております。これらを自動車に搭載するに当たり、インターフェースや通信機能を搭載したコントローラボックスや、ハンドルやブレーキを機械ではなく電気信号（バイワイヤ）で操作するための設計・開発も自社で行っております。また、周囲環境をセンシングする画像認識モジュールや3D、2Dのレーザレンジセンサ、ミリ波レーダ、GPSセンサ等の異なる方式の計測データから物体を認識し、位置等の正しいデータを推定する統合技術を保有しております。これまでの開発で培ったこれらの技術を利用して自動運転に向けてのシステムの設計開発を行っております。当社は、平成25年には、ITS世界会議、東京モーターショーにおいて当社製品RoboCarの自動運転走行デモを実施し、平成26年より「新あいち創造研究開発補助金事業」の一環として名古屋大学等と共に名古屋市街地で公道での走行実験を実施してきました。また、平成27年には、関係会社であるロボットタクシー株式会社が神奈川県藤沢市において実施した公道での実証実験に関する車両を提供いたしました。

②独立系企業としての自由度の高さ

当社は独立系企業として自由度の高い取引関係を構築しております。そのため、国内の様々な自動車メーカや部品メーカ、車載機器メーカ等へ技術やノウハウを供給しており、系列に縛られることのない多様なソリューションを提供しております。

③アプリケーションの多様化・事業の多角化

当社はロボット開発で培った技術を活用し、自動車をはじめ、物流、航空、鉱山・建機、農業等、他の分野に展開しております。自動車分野においてはADAS・自動運転技術開発向けの実験車両やセンサ・システムなどの製品を通じた技術提供の実績を重ね、近年では顧客の自動運転技術の研究開発を支援する事業や、走行データを収集する事業（実車実験走行サービス）を行っており、物流分野においては、物流支ロボット「キャリロ」を展開しております。

3. 用語の定義

前項「2 沿革」にて記載している当社開発製品等についての詳細な説明を以下に記します。

また、本項「3 事業の内容」において、当社の事業に関わる専門用語が頻出しております。記載する用語によつては、一般的な意味とは異なる意味合いで使用している用語もあることから、記載内容に対する理解を容易にするため、また、正しい理解をしていただくために、本書で使用する用語の定義についても、併せて以下に記します。

| 用語 | 用語の定義 |
|--------|---|
| PINO | 文部科学省所管・科学技術振興事業団（現国立研究開発法人科学技術振興機構：JST）で平成12年4月に生まれた人型ロボット。当社はJSTからその技術移転を受けて平成13年に設立された。平成15年には当社オリジナルのPINOver.2がリリースされた。高さ70cm、重量5.5kgのPIN0は、童話「ピノキオ」をモチーフに、人との共生を視野に入れてデザインされている。 |
| nuvo | 当社が平成17年にリリースした、一般家庭向け二足歩行ロボット。CPU・マザーボードは株式会社ルネサステクノロジ（現 ルネサス エレクトロニクス株式会社）が担当、製造はセイコークロック株式会社が行い、当社がコア技術の開発・全体設計を行った。高さ39cm、重量2.5kgで無線LANを搭載し、赤外線リモコンと音声認識で操作ができる。 |
| miuro | ロボット技術を搭載したネットワーク・ミュージック・プレーヤー。各種センサにより二輪で自律移動して、音楽に合わせてダンスするように動くことができる。ネットワーク内のPCにある音楽を再生することも、ミュージックプレーヤーを搭載接続して再生することもできる。音は株式会社JVCケンウッドの音質マイスターが練り上げ、デザインも著名なグラフィックプロデューサーが担当して、デザイン・音質・ロボット技術を融合した商品。 |
| ロボットEV | 電気自動車をベースにした自律走行ができる車（自動運転車）。当社では自動運転の実験用車両として、RoboCar MV、RoboCar MV2があり、各種のセンサオプションを用意して多様な研究開発に対応できるようになっている。 |

| 用語 | 用語の定義 |
|-----------------------|---|
| JST（国立研究開発法人科学技術振興機構） | 科学技術の振興を目的として設立された文部科学省所管の国立研究開発法人。科学技術に関する政策達成型基礎研究、産官学連携による企業化開発、国際共同研究などを行い、我が国における科学技術情報の中核的機関としてその流通を担うことで、科学技術の振興を図ることを目的としている。昭和32年の日本科学技術情報センターに始まり、平成8年に科学技術振興事業団となり、平成15年に科学技術振興機構となって現在に至る。 |
| ロボティクス | 工学の一分野。制御工学を中心に、センサ技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作及び運転に関する研究を行う。ロボット工学。 |
| プラットフォーム | あるソフトウェアやハードウェアを動作させるために必要な、基盤となるハードウェアやOSミドルウェアなどのこと。また、それらの組み合わせや設定、環境などの総体を指すこともある。 |
| ロボットカー | 人間の運転なしで自律走行を行うことを目的として製造された自動車。日本では「自動運転車」とも呼ばれている。 |
| 自動運転システム | ロボットカーの基幹となる自動運転のための動力制御装置や外環境測定装置を司り、自動運転のための制御を統率する装置。 |
| 自動化レベル | 内閣府が自動車の自動走行レベルとして、以下のように定義している（米国運輸省の定義もほぼ同様である）。 レベル1：安全運転システム（加速・操舵・制動のいずれかを自動車が行う状態） レベル2：準自動走行システム（加速・操舵・制動のうち複数の操作を同時に自動車が行う状態） レベル3：準自動走行システム（加速・操舵・制動を全て自動車が行い、緊急時のみドライバが対応する状態） レベル4：完全自動走行システム（加速・操舵・制動を全てドライバ以外が行いドライバが全く関与しない状態） (出典：「SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）自動走行システム 研究開発計画」（内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当））。平成26年5月） |
| ITS | 高度道路交通システム（Intelligent Transport Systems）。交通事故や渋滞、環境汚染対策等、道路交通に伴う課題を解決するために、道路、車、そして人との間で情報のやり取りを行うシステム。 |
| IoT | インターネットオブシングス、モノのインターネット（Internet of Things）。コンピュータに限らず、家電製品や自動車等世の中のあらゆる物（モノ）をインターネットに接続し、情報をやり取りすること。あらゆるモノの稼働状況や状態に関するデータの入手が可能になるだけではなく、モノを動かす人の動きもデータ化することが可能。 |
| モーションセンサ | 動体検知を目的としたセンサ。検知方法には様々あり、加速度、ジャイロ、地磁気センサによる動作検知によるもの、カメラを用いた外部からの観測検知によるもの等が存在する。 |
| 生体センサ | 主として人体に取り付け、心拍や筋電位などの生体電気等の情報を読み取ることを目的としたセンサ一般を指す。 |
| ミリ波レーダセンサ | ミリ波帯の電波を用い特定の距離や相対速度の検知などに用いられているレーダセンサ。電波を利用することから霧の中や降雨・降雪時においても使用可能であり、最近の市販乗用車において衝突軽減機能、衝突安全検知機能、また制動補助機能を目的として搭載されている機種が増加している。 |
| レーザレンジセンサ | レーザ光による光距離計と呼ばれるレーザレンジファインダー（Laser Range Finder）を利用した外環境測位センサ。特定の距離において精度の高い外環境測位が可能。 |
| ステレオカメラセンサ | 複眼によって異なる方向から対象物を同時に撮影することにより、奥行き情報の記録を行なうことが出来るカメラを指し、このステレオカメラからの情報を用いて画像処理を行い、センサとして利用できるようにしたもの。 |

| 用語 | 用語の定義 |
|------------------|---|
| GNSS/GPSセンサ | GNSS : グローバル・ナビゲーション・サテライト・システム (Global Navigation Satellite System、全世界衛星測位システム)。衛星を使った位置計測システム。 GPS : グローバル・ポジショニング・システム (Global Positioning System、GPS)。アメリカ合衆国によって運用される衛星を使った位置計測システム。 |
| データロガー | 計測データの保存を行う機器。 |
| CAN情報 | CAN (Controller Area Network) は、耐ノイズ性の強化を考慮して設計され、相互接続された機器間のデータ転送に使われる規格。機器の制御情報の転送用として普及しており、輸送用機械、工場、工作機械などのロボット分野においても利用されている。自動車においては、速度、エンジンの回転数、ブレーキの状態、故障診断の情報などの転送に使用されている。 |
| ADAS（先進運転支援システム） | 自動車を制御する複雑なプロセスにおいて、ドライバの支援や補完、さらには代理まで行うよう開発されたシステム。ADAS (Advanced Driving Assistant System) として、適応走行制御、死角モニタリング、車線逸脱警報、ナイト・ビジョン、車線維持支援、ハンドルの自動制御やブレーキの自動制御も行える衝突警報といった機能が挙げられる。ADASの予知機能は、車両の動きを部分的に制御することで、事故を防ぐよう設計されている。 |

4 【関係会社の状況】

当社は最近事業年度において、子会社2社（株式会社カートモ及び株式会社Z E G）を所有しておりますが、いずれも非連結子会社であるため、記載を省略しております。

また、平成27年12月期において、関連会社2社（ロボットタクシー株式会社及びエアロセンス株式会社）を設立しておりますが、いずれも持分法を適用していない関連会社であります。ロボットタクシー株式会社及びエアロセンス株式会社の状況については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク（7）関連会社に関するリスク」に記載しているため、記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

| 従業員数（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（千円） |
|---------|---------|-----------|------------|
| 49(13) | 36.0 | 2.8 | 5,087 |

| 部門の名称 | 従業員数（人） |
|---------|---------|
| 技術開発部 | 36 (9) |
| 営業部 | 5 (-) |
| 新規事業推進室 | 2 (-) |
| 管理部 | 6 (4) |
| 合計 | 49 (13) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、当社から社外への出向者及び社外から当社への出向者を除いて算出しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第15期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度における我が国経済は、政府や日本銀行による積極的な経済・金融政策の効果を背景とする企業収益や雇用情勢の改善が見られるなど、景気は緩やかながら回復傾向にあるものの、消費税の引き上げによる景気回復の減速、円安に伴う輸入コストの上昇などにより、依然として不透明な状況で推移しました。

こうした状況の下、当社では自動運転技術の研究開発のための実験用車両である「RoboCar」シリーズやセンサ・システムのラインアップの充実化に努めしたこと、またこれらを活用し、自動車メーカーをはじめとした移動体メーカーに対する自動化支援の実施、自動車メーカー等が行う自動車を利用したデータ収集等の実験走行支援等を行いました。

また、当事業年度は、物流支援を目的とした「キャリロ」の開発も推進しております。当社が持つロボット技術を生かし、自動車以外への新たな事業領域への展開を図る事業であります。

そして、当事業年度は、公道での自動運転の実証実験を行う等今後の事業展開を支える研究開発活動も進めて参りました。これら事業活動を行うにあたり必要となる人材確保にも努め、従業員数は51名（前期比+19名）となりました。

以上の結果、当事業年度における当社全体の売上高は709,756千円（対前期比11.0%増）、営業損失84,370千円（前年同期営業利益92,927千円）、経常損失58,061千円（前年同期経常利益92,284千円）、当期純損失59,848千円（前年同期当期純利益83,447千円）となりました。

当社の事業は自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載しておりませんが、以下に事業分野別に記載致します。

自律移動ロボットテクノロジー事業では、①自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム、②実車実験走行サービス（RoboTest）、③カスタマイズ&インキュベーション及び④キャリロを展開しています。当社は研究開発から商品企画やマーケティング、製品化後の改善など、顧客の様々なフェーズに対して製品・サービスの提供を行っております。

①自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム

レベル4（完全自動運転）をゴールとして技術開発を行っており、関連技術を自動車及び部品メーカー、大学等研究機関向けに提供しています。

当事業年度においては、新製品として市販ハイブリッドミニバンをベースとした実験用車両「RoboCar MiniVan」、ソニー製高感度CMOSセンサを搭載したステレオカメラ「RoboVision2」、名古屋大学が中心となり開発された、自動運転システム用オープンソースソフトウェア「Autoware」をオプションとして搭載したRoboCarなどの販売を開始しました。これらの製品は、自動車メーカー及び自動車部品メーカー、大学等研究機関において、自動運転技術やADAS（先進運転支援システム）技術などの研究開発における実験用車両として活用頂いております。

また、ロボットカーによる旅客運送事業の早期のビジネスモデル確立を目指し、平成27年5月に株式会社ディー・エヌ・エーと合弁会社「ロボットタクシー株式会社」を設立しました。ロボットタクシー株式会社では、これまで当社が注力してきた自動車の自動運転技術をベースに、自動運転技術を活用した旅客運送事業の実現に向けた研究・開発などを行い自動運転技術の向上、サービスモデルの仮説検証などの実証実験に向けた準備を開始しております。その結果、当社は当事業年度から、ロボットタクシー株式会社向けに自動運転技術の研究開発のための実験用車両であるロボットカーの販売を行っています。

その他として、当社では、大学や企業の研修向けの教材や、技術者向けの専門書を提供しています。当事業年度においても、ハードウェアとテキストを合わせて提供し、企業研修や、大学、高等専門学校等の授業・実習等で活用頂くことができました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、422,917千円（対前期比10.2%増）となりました。

②実車実験走行サービス（RoboTest）

公道やテストコースでドライバーが実車の走行を行い、車載LAN規格であるCAN（Controller Area Network）情報や、車両の周囲の状況を把握するカメラやレーザセンサの情報、また、ドライバーの挙動や状態を計測するモーションセンサや生体センサ等の情報を収集する実験の代行サービスです。当該サービスにおける当社の特徴は、データ収集のためのシステム一式（ハードウェア及びソフトウェア）を自社で開発している点及び実験計画からデータ分析まで一貫した実施が可能である点にあります。当事業年度は、車載機器や画像認識システム開発のためのデータ収集などを行いました。

また、当事業年度から本格的に、株式会社ハーツユナイテッドグループとともに設立した株式会社Z E G（非連結子会社）により、当該サービスにおける自動車のデバッグ及びデータ収集等の実験代行に関する事業の共同展開を

開始しました。豊富なテスト要員を擁する株式会社ハーツユナイテッドグループとの協業により、当事業年度において、柔軟かつ迅速にドライバの確保が可能となり、顧客企業のニーズに応えていくことが可能となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、31,208千円（対前期比66.3%減）となりました。

③カスタマイズ&インキュベーション

自動車の自動運転技術の開発で培った技術、ノウハウを活用し、主に自動車業界におけるシステムのカスタマイズを行っております。当事業年度においては、自動車メーカー所有車両の自動運転のための研究開発支援、屋外作業機械の自動化に向けた研究開発支援等を行いました。また、ロボットタクシー株式会社に対して、自動運転技術の支援業務を行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高は255,629千円（対前期比59.6%増）となりました。

④キャリロ

物流業界における人手不足問題解決に貢献することを目的に、荷物の運搬に用いる台車に当社の技術を適用した物流支援を目的とした「キャリロ」の開発を進めております。当事業年度においては、開発段階にあり、売上は計上されておりません。

なお、当事業年度において、株式会社ディー・エヌ・エーと共に、ロボットタクシー株式会社（持分法非適用の関連会社）並びに、ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社と共に、エアロセンス株式会社（持分法非適用の関連会社）を設立しました。当事業年度においては、ロボットタクシー株式会社は自動運転技術を活用した旅客運送事業の実現に向けて研究開発投資を行った結果、損失を計上しております。また、エアロセンス株式会社は自律型無人航空機（ドローン）による事業展開に向けて、研究開発投資を行った結果、損失を計上しております。

第16期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、政府による成長戦略に基づく経済政策を背景に、国内景気や雇用情勢への改善の兆しへは見えたものの、円高の進行を受けた企業収益の下振れなどから厳しい状況となりました。また、世界経済においては、米国では個人消費の増加や雇用環境が改善し、回復基調が継続しているものの、英国のEU離脱問題、中国や新興国における景気の減速、中東の政情不安等の影響により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

こうした状況の中、当社においては主要顧客である自動車メーカー、自動車部品メーカー及び大学等研究機関における自動車の自動運転、ADAS（先進自動運転支援システム）に関する研究開発ニーズは増加基調となり、実験用プラットフォーム車両のRoboCarシリーズ、周囲環境を把握するステレオカメラや車両挙動や人間の動作を計測するモーションセンサなどのセンサ製品、また、カメラ等計測機器を搭載して公道での走行データ収集を行う実車走行実験の引き合いが増加するとともに、自動運転技術に関する研究開発活動を引き続き積極的に行いました。また、研究開発を進めてきたキャリロの販売を平成28年8月から開始しました。一方で、ロボットタクシー株式会社（持分法非適用の関連会社）について関係会社株式評価損120,000千円を計上しました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は652,745千円、営業損失は101,874千円、経常損失は75,807千円、四半期純損失は198,004千円となりました。

なお、当第3四半期累計期間においては、ロボットタクシー株式会社（持分法非適用の関連会社）は自動運転技術を活用した旅客運送事業の実現に向けて引き続き研究開発投資を行った結果、損失を計上しております。また、エアロセンス株式会社（持分法非適用の関連会社）は自律型無人航空機（ドローン）による事業展開を開始したものの、黒字化するには至っておらず、また、引き続き研究開発投資を行っていることから、損失を計上しております。

(2) キャッシュ・フロー

第15期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ126,952千円減少し、660,733千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とこれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は55,639千円（前事業年度は22,621千円の増加）となりました。これは主に、売上債権の減少29,981千円、未払費用の増加18,195千円といった資金の増加要因があったものの、将来の事業拡大に向けての積極的な人員採用等に伴う税引前当期純損失の計上58,299千円、たな卸資産の増加22,969千円、仕入債務の減少29,310千円といった資金の減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は386,284千円（前事業年度は8,478千円の減少）となりました。これは主に、関係会社株式の取得による支出349,090千円（ロボットタクシー株式会社に233,800千円、エアロセンス株式会社に99,990千円、株式会社ZEGに15,300千円）、本社事務所の増床に伴う敷金の差入による支出14,674千円、資本提携に伴う投資有価証券の取得による支出12,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は314,940千円（前事業年度は354,292千円の増加）となりました。これは主に第三者割当による株式の発行による収入315,534千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の生産実績は、販売実績とほぼ一致しておりますので、生産実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

(2) 受注状況

当社は、自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであることから、第15期事業年度及び第16期第3四半期累計期間の受注状況を事業分野ごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業分野の名称 | 第15期事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | | | | 第16期第3四半期 累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日) | |
|------------------------|--|--------------|--------------|--------------|--|--------------|
| | 受注高 (千円) | 前年同期比 (%) | 受注残高 (千円) | 前年同期比 (%) | 受注高 (千円) | 受注残高 (千円) |
| 自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム | 403,507 | 96.0 | 89,653 | 82.2 | 313,300 | 16,643 |
| 実車実験走行サービス (RoboTest) | 34,558 | 39.7 | 3,350 | — | 80,707 | 32,263 |
| カスタマイズ&インキュベーション | 368,468 | 192.6 | 159,560 | 341.5 | 77,153 | 37,000 |
| キャリロ | — | — | — | — | 25,727 | 10,800 |
| 合計 | 806,533 | 115.0 | 252,563 | 162.1 | 496,888 | 96,706 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社は、自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであることから、第15期事業年度及び第16期第3四半期累計期間の販売実績を事業分野ごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業分野の名称 | 第15期事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | | 第16期第3四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日) | |
|------------------------|--|--------------|--|--------------|
| | 販売高 (千円) | 前年同期比 (%) | 販売高 (千円) | 前年同期比 (%) |
| 自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム | 422,917 | 110.2 | 386,309 | — |
| 実車実験走行サービス (RoboTest) | 31,208 | 33.7 | 51,794 | — |
| カスタマイズ&インキュベーション | 255,629 | 159.6 | 199,713 | — |
| キャリロ | — | — | 14,927 | — |
| 合計 | 709,756 | 111.0 | 652,745 | — |

(注) 1. 最近2事業年度及び第16期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 第14期事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | | 第15期事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | | 第16期第3四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日) | |
|--------------|--|--------|--|--------|--|--------|
| | 金額 (千円) | 割合 (%) | 金額 (千円) | 割合 (%) | 金額 (千円) | 割合 (%) |
| ロボットタクシー株式会社 | — | — | 234,000 | 33.0 | 161,808 | 24.8 |
| パルス電子株式会社 | 96,180 | 15.0 | — | — | — | — |

2. 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

3 【対処すべき課題】

当社は「Robot of Everything 人が運転するあらゆる機械を自動化し、安全で、楽しく、便利なライフスタイルを創造する。」ことをミッションとしております。こうしたミッションを達成すべく、コアコンピタンスである「自律移動ロボットテクノロジー」を、自動車から物流機器、農業機械、鉱山・建設機械等の分野において、様々なアプリケーションに展開し、製品の開発を進めて参ります。その際に、当社が対処すべき課題については、以下のように考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が独自に判断したものであります。

(1) 市場の構築/活性化及び法改正

当社の事業は常に時代の最先端を見据え、世にまだない価値・製品・サービスを開発・提供することに注力しております。それゆえ、それらの事業に対応する市場が整備されていないことが往々にしてあります。市場の大きな成長を考え、リードする企業として、市場の構築と活性化のため、必要に応じて法改正等を政府及び地方自治体に促していく方針であります。

また、RoboCarシリーズなどの当社の製品の市場の構築と活性化のためには、道路法、道路交通法、道路運送車両法、ジュネーブ条約といった関連法規及び条約の改正・整備も必要になります。当社は、平成27年1月に、内閣府地方創生推進室が設置した近未来技術実証特区検討会に参加し、内閣府や有識者に対してプレゼンテーションを行っております。また、ロボットタクシー株式会社と協業し、政府及び地方自治体と連携し、自動運転技術やサービスの実証実験や規制緩和に関する働きかけを推進しており、ロボットタクシー株式会社は、神奈川県の実証実験支援事業（平成27年度公募型ロボット実証実験支援事業）に採択されております。

(2) 研究開発・事業展開

時代の最先端のニーズをいち早く捉え、新しい価値・製品・サービスの創造及びスピーディーな製品化に取り組む方針であります。また生産については、開発・購買・生産・販売・サービス等の各領域の機能と、それらの連携をより強化し、高品質の製品をフレキシブルかつ効率的に行う方針であります。その上で、各事業分野における課題については、以下のように認識しております。

①自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム

自動運転技術開発用コンピュータ「IZAC」は自動車の自動運転技術開発ツールとして開発し、当社のロボット車両に搭載すると共に、自動運転やADAS技術の研究開発者向けへの提供を行って参ります。

平成26年6月からは、愛知県名古屋市において公道での自動運転の実証実験を開始し更なる研究開発を実施して参ります。

画像認識モジュール「RoboVision」も当面はADAS/自動運転技術開発のための開発ツールとしての展開が中心となります、将来的には販売の多角化を進め、産業機械への組み込みや、一般ユーザ向け製品をはじめとしたアフターマーケットでの販売を目指して参ります。

②カスタマイズ&インキュベーション

カスタマイズ&インキュベーションでは大手企業等と、共同開発を行っておりますが、技術開発の目途が立ち、当社にとって魅力ある市場が期待される場合には事業化を進めて参ります。鉱山・建設機械分野等の事業化、私有地における自動運転にむけた技術開発等が、現在進めている主な開発プロジェクトになりますが、これらのプロジェクト以外にも当社が有するロボット技術を積極的に開拓して参ります。

③キャリロ

物流業界が抱える深刻な人手不足、労働力の高齢化のソリューションとしてキャリロを製品化しております。中長期的には海外への展開も検討するとともに、作業者の負担を軽減する「ドライブモード」及び作業者や親機となるキャリロに追従する「かるがもモード」を搭載した「標準キャリロ」のみでなく、各種センサを通じて走行時間や走行距離、衝撃等のデータをクラウドに収集し、運送状況の把握や顧客サービスの向上、業務の効率化に活用できるようにする「IoTパッケージ」、ビーコンで指定された領域を自動で移動する「自律移動機能」を搭載した「自律移動パッケージ」及び自律移動機能を実現するセンサ、ビーコン、AIコントローラ等を他の機器に搭載可能なシステムとして外販する「キャリロシステム」を開発して参ります。

(3) 優秀な人材の確保と育成

当社は、本書提出日現在において、博士号所有者が社内エンジニアの2割強を占め、また、社内エンジニアの半数程度が外国籍を持つ等、人材の多様化を図って参りましたが、今後の成長に向けては、更なる優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しています。採用方法の多様化を図るとともに、OJTや外部の専門家による研修を適切に取り入れながら、能力の底上げを行う方針であります。

(4) アライアンスの強化

当社は、自律移動プラットフォーム構築及び最終製品の開発・普及に向けて、数多くのパートナー企業とアライアンスを締結して研究開発を推進しております。今後の成長に向けては、こうした企業との協業関係を引き続き堅持していくことはもちろんのこと、卓越した技術・ソリューションを持った協力会社との更なるアライアンス構築を進める方針であります。

(5) 生産体制の構築

設備投資の効率化を図るためにものづくりの経験豊かな事業パートナーと協業を図り、積極的に外部リソースを活用して参ります。

(6) 営業力の強化

当社の製品ラインナップには新製品や技術的に新しいものが含まれているため、多方面にわたる技術的な営業及び仔細に渡るサポートが必要であります。今後は販売先の確保、戦略的な販路拡大を行うと同時に、ITなどを積極的に活用した販売体制・サービス体制のより一層の強化に取り組み、多様なニーズに応えられる営業体制を構築する方針であります。

(7) 新規顧客の開拓

当社は、自動運転技術開発に注力してきたことで自動車業界における顧客基盤を有しておりますが、今後は新規参入する物流業界や旅客運送業界等での新規顧客の開拓を進める方針であります。

4 【事業等のリスク】

以下には、当社が事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が独自に判断したものであり、将来において発生する可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。また当社のコントロールできない外部要因や必ずしもリスク要因に該当しない事項についても記載しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、リスク回避あるいは発生時に迅速に対応する所存ですが、当社の経営状況、将来の事業についての判断及び当社株式に対する投資判断は、本項記載内容を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

(1) 事業運営に関するリスク

①黒字化に時間要するリスク

当社の手掛けている自動運転技術は開発のスピードが速いため、最先端の技術を活用するためには継続的かつ積極的な研究開発投資を行う必要があります。当社では収益化を意識しながら経営を進めておりますが、将来的な競争力の維持と成長戦略の実現に必要と判断する場合には、先行投資として当初の想定を上回る研究開発投資を行い、結果として多額の研究開発費用の計上から、損失の継続若しくは損失の拡大等により、黒字転換のタイミングが遅くなる可能性があります。また、黒字転換をしたとしても、当社の関連会社であるロボットタクシー株式会社の事業の収益化には長期間を要することから、当該ロボットタクシー株式会社への追加出資が必要となる可能性があります。

②新規事業について

当社は継続的かつ積極的に、新製品及びサービスを展開致します。新規事業については、その蓋然性を十分に検討して行いますが、これにより先行投資の支出が発生し、業績が悪化する可能性があります。当社では新規事業の開始時には社内外での調査を行い、慎重に進めて参りますが、当初の予測に反し、新製品及びサービス展開が計画通りに進まない場合や、他社との業務提携等を実施したものと想定していた相乗効果が得られなかった場合、若しくは業務提携先の経営方針等が当初から変更された場合には、投資を回収できず、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

③海外展開について

当社はサービスのニーズが見込まれる際にはビジネスの世界展開を強化していく予定です。当社では慎重かつ柔軟に海外展開を進め、リスクを最小化できるようしかるべき準備を徹底して行う方針ですが、海外市場への事業進出に際しては、各国の政治・経済・文化に関わる変化等、海外事業展開に共通し想定される不可避なリスクが考えられます。これら的事情により、海外展開が計画通りに進まない場合には投資を回収できず、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

④M&A及び資本業務提携について

当社は事業の更なる成長及び補完・強化を達成するための有効な手段の一つとして、積極的にM&Aや資本業務提携を進めて参ります。このようなM&Aや資本業務提携の際には、当社が重要と位置づける様々な側面から相手先に対しデューデリジェンスを行い、各種リスク低減に努める方針ですが、これらの調査で想定されなかった事象がM&Aや資本業務提携後に判明あるいは発生した場合や、資本業務提携先の経営方針の変更等、何らかの市場・環境変化等により、事業計画が想定通りにいかなかった場合には、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑤自動運転技術について

当社が開発、製品化を進めている自動運転技術を用いた自動車等は、本書提出日現在においては、社会的受容については未知数であります。自動運転技術を搭載した車両の事故の発生等により、自動運転技術が、将来において、社会的に受容されなかった場合、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合に関するリスク

国内外を含め、自動車産業及びその周辺産業や当社の新製品が関わる産業にサービスを提供する企業は数多くあり、競合他社との競争が増加する可能性があります。自動運転に関する技術は日進月歩であり、競合他社との差別化による優位性が十分に確立できない結果となる場合や、競合他社が革新的な技術を開発し、当社の持つ技術が陳腐化した場合には、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 各事業分野における事業上のリスク

①自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム

当事業は、自動車／自動車部品メーカだけでなく、建機メーカや農業機器メーカ、電機メーカ等、業界の垣根を越えて事業展開しております。当該売上は自動車メーカ及びその部品メーカの研究開発部門からの受注が中心であるため、当該メーカの研究開発予算が減少し又は研究開発が中止された場合や、当該メーカが内製化によって当社への発注を減少させた場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、当社は平成27年5月に、株式会社ディー・エヌ・エーと共に、自動運転技術を活用した旅客運送事業の実現に向けてロボットタクシー株式会社（以下「同社」という。株式会社ディー・エヌ・エー66.6%、当社33.4%出資。当社関連会社）を設立致しました。

同社は、当社が開発した自動運転の実験用車両を購入し、自動運転に関する技術とインターネットサービスにおけるノウハウを連携させ、旅客運送のサービスを提供することを事業の目的としております。

当社は同社に自動運転の研究開発のための実験用車両であるロボットカーの販売、及び自動運転技術の支援業務を現在行っておりますが、同社の収益モデルは、研究開発の状況、関連法令、条約の改正・整備状況や社会情勢により大きく左右されることから、これらの状況次第では、当社の売上に大きな影響を与える可能性があります。

また、平成27年12月期における当社全体の売上高に対する同社への売上高比率は33.0%と、同社は当社の重要な販売先となっております（なお平成27年12月期における同社への売上高は、自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム事業に自動運転の実験用車両の販売売上として150,000千円、カスタマイズ&インキュベーション事業に自動運転技術支援業務の提供売上として84,000千円計上されています）。しかしながら、当社は同社の株式の過半数を保有していないことから同社の意思決定を支配することはできず、また、同社の実施する事業に特段の制約はないため、同社の経営方針や設備投資計画の変更等が生じた場合には、同社からの受注が滞る等により当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があるほか、同社に追加出資が行われないこと等による資金不足により、同社からの受注が滞った場合にも、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、同社の業務遂行に関して又は伴って生じた知的財産権等のうち、同社に帰属する知的財産権等の中に、当社の既存事業にとって重要なもの及び新規事業の推進等にとって重要なものが含まれている場合には、当社の事業展開が制約を受け、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他、レベル4の開発計画が滞った場合、若しくはそれに対する想定以上の研究開発費がかかった場合には、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、同社の事業の収益化には長期間を要することから、同社への追加出資が必要となる可能性があり、その場合、当社のキャッシュフローに重要な影響を与える可能性があります。

なお、同社は、将来、旅客運送業界において無人運転車による公道の走行及び送迎が可能であることを前提として開発を進めています。

しかしながら、本書提出日現在では無人運転車による公道走行等は「道路交通法」「道路法」「道路運送車両法」で禁止されている等、事業の拡大実現のためには、技術開発に加え、当該関連法令、条約の改正・整備が必要になります。

このため当社では、政府及び地方自治体と連携し、自動車運転の実証実験や規制緩和に関する働きかけを推進しております。

しかしながら、将来においても当該関連法令、条約の改正・整備がされず、若しくは当社が想定している時期よりも遅い改正・整備となった場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

②カスタマイズ&インキュベーション

当事業は、主に顧客企業からの要望に基づいた個別のプロジェクト案件であるため、当社ではプロジェクトごとに原価を厳格に管理して収益性を確保するよう努めているものの、顧客企業からの機能追加等の仕様変更や、想定以上の工程が必要となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、顧客企業のプロジェクト案件への取り組みが変化した場合や、顧客企業がプロジェクトの内製化により当社への発注を減少させた場合においても、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

③キャリロ

キャリロは新規に開始した事業であり、平成28年8月に販売を開始したばかりとなります。

当事業が主要顧客として見込んでいる運送業界においては人手不足が深刻となっており、作業者の負担を軽減する「ドライブモード」及び作業者や親機となるキャリロに追従する「カルガモモード」を搭載するキャリロは倉庫内の配送効率を高める製品として潜在需要が見込まれるもの、販売直後であり、販売の実績がほとんどないことから今後の業績については不透明であります。

また、キャリロについては機能向上、新機能搭載に向けて引き続き研究開発を進めており、開発が当初の計画から遅延した場合、若しくはそれに対する想定以上の研究開発費がかかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 経営体制に関するリスク

①特定の人物への依存について

当社代表取締役社長である谷口恒(戸籍名：谷口恵恒)は、創業者であり、かつ、創業以来の代表であります。同氏は当社事業に関わる製品及びサービスの企画及びマーケティングに関する豊富な経験と知識を有しております。経営方針や事業計画の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社は取締役会や各種会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制整備を進めておりますが、何らかの理由により、同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

②人材確保と育成について

当社は更なる成長のため、優秀な人材確保及び人材育成が不可欠であると認識しております。採用方法の多様化を図り、当社の企業風土にあった人材の登用をすすめるとともに、OJTや外部の専門家による研修を適切に取り入れながら、能力の底上げを行う方針であります。しかし、人員採用計画が何らかの事情により想定通り進まなかつた場合、又は他社へ流出した場合には、競争力低下やリソース不足により事業が計画通りに進まない可能性があり、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

③経営及び内部管理体制

当社の経営及び内部管理体制は規模に応じたものになっておりますが、当社が継続的に成長し、社会に先進の価値・製品・サービスを開発・提供するには拡大していく事業規模に合わせた経営管理体制の強化が不可欠であります。現時点においても、取締役及び監査役の増員や監査役会の設置による経営機能の強化、管理部門人員の増強や事業遂行における業務管理システムの構築等内部管理体制の強化を図ってきており、今後も成長に応じた更なる管理体制の強化を図っていくこととしております。しかしながら、今後の事業規模に適した経営及び内部管理体制の構築に遅れが生じた際には、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

④情報管理について

当社では、研究開発に注力しており、自動運転技術開発事業等は顧客企業から預かる機密情報が含まれております。情報管理の重要性を認識し、社内のセキュリティ対策及び社員教育を適宜行い、情報管理を徹底して参りますが、万が一何らかの理由で情報漏洩した場合には、顧客からの信用を失い、取引先との関係悪化の可能性があり、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の競争力の源泉である自動運転技術が万が一外部に漏洩した場合、当社の競争力が失われるリスクがあります。

⑤コンプライアンス上のリスク

当社では企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程の遵守を図り、コンプライアンスの徹底に努めております。役員及び従業員を対象に、企業人としてのモラルや自覚の徹底を図る教育を定期的に実施するとともに、社内・お客様情報資産の管理や不正取引防止をはじめとした教育・啓発活動を推進するなど、コンプライアンスへの意識向上を図る取り組みを実行しております。

しかしながら、組織としての法改正への対応の遅れ及び事業遂行にかかる人為的なミス等による役員及び従業員による違法行為等が発生した場合には、第三者に対する賠償費用の発生や営業停止、取引停止に加え、当社の信用失墜により当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 大規模災害等におけるリスク

当社の事業内容は、パソコンを使用したシステム開発が主であり、自動運転車等の整備は限定的であることから、場所を移して継続的に仕事をすることは容易であり、一極集中による事業継続リスクは少ないと認識しております。

上記認識ではあるものの、当社の本社及び研究開発施設は東京都文京区小石川に集中しているため、地震等の大規模災害等が起こった場合は、被害を受けやすい状況にあります。

当社では、地震や台風等の自然災害、新型インフルエンザ等の感染症、テロの発生等、大規模災害等に対する被害を最小限に止めるべく、必要な対応策を整備しております。具体的には、大規模災害等が発生した場合には、即座に対策本部を設置することをはじめ、情報収集や対策を速やかに実行できる体制を構築しております。

しかしながら、想定外の大規模な災害等が発生した場合には、事業活動の中断、また、壊滅的な損害を被ることが予想されます。このような場合には、損害を被った設備等の修復のために多額の費用発生や、営業、生産機能や物流体制等が著しく低下することが想定されることから、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) リコールに関するリスク

本書提出日現在において、当社製品は大部分がメーカーの研究開発用途に使用されており、当社製品のうち一般ユーザーに提供されているものはほとんどないため、リコールについて部品メーカーほどの大きなリスクはない認識しております。

しかしながら、メーカーの製品に欠陥があった場合、それが当社製品及びサービスに起因しているものであれば、メーカーの製品に対し責任を負う可能性があり、また、今後当社製品の用途が拡大した場合には一般ユーザーに対しても製造物責任を負う可能性があります。これらの場合においては、欠陥によっては、重大な賠償責任を負うことも考えられ、それが当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また当社の自動運転車が事故を起こした場合、それが当社の自動運転技術の欠陥に起因するものであった場合には、訴訟に発展する可能性があり、損害賠償責任を負う他、当社のレピュテーションの低下につながり、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(7) 関連会社に関するリスク

本書提出日現在において、持分法非適用の関連会社であるロボットタクシー株式会社は設立から間もなく、現在は研究開発フェーズにあり、今後も積極的に研究開発投資等の先行投資を行っていくことを予定しております。また、同じく持分法非適用の関連会社であるエアロセンス株式会社については、サービスの提供を開始しておりますが、研究開発も継続して実施していくことを予定しております。当該先行投資により想定外の損失が発生した場合には、関係会社株式の評価減により当社の業績に影響を与える可能性があります。当事業年度においても、ロボットタクシー株式会社及びエアロセンス株式会社は、研究開発投資等による先行投資を行ったことにより、損失を計上しています。

なお、平成28年12月度第2四半期において、ロボットタクシー株式会社の株式について評価損（120,000千円）を計上しておりますが、研究開発の進捗状況、法規制の整備状況等によっては、将来、追加の評価損を計上する可能性があります。また、関係会社株式の評価減に至らない場合でも、当社の個別財務諸表には直接影響はしないものの、持分法を適用した場合の投資損益に影響を及ぼすこととなります。

なお、当社は連結財務諸表を作成していないため、ロボットタクシー株式会社及びエアロセンス株式会社は、当社の持分法非適用の関連会社となっております。今後、当社が連結財務諸表を作成することとなった場合、連結損益計算書上は営業外損益として「持分法による投資損益」が計上されることとなり、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、ロボットタクシー株式会社の事業の収益化には長期間を要します。そのため、研究開発の進捗状況、法令等の外部環境を考慮の上策定された事業計画に基づき、毎期ロボットタクシー株式会社に追加出資を行う必要がありますが、当該追加出資は、当社のキャッシュフローに重要な影響を与える可能性があります。

また、同社の合弁相手先であり、株式の66.6%を保有している株式会社ディー・エヌ・エーが同社から撤退する様な場合には、同社への自動運転の研究開発のための実験用車両であるロボットカーの販売、及び自動運転技術の支援業務に関する売上に大きな影響を与えるとともに、同社株式の追加の株式評価減の計上により、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、関連会社の概要等は以下のとおりであります。

①関連会社の概要

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有割合 (%) | 関係内容 |
|--------------|--------|-------------|--|-----------------|--|
| ロボットタクシー株式会社 | 東京都江東区 | 750,000 | 自動運転技術を活用した旅客運送事業の実現に向けた研究・開発及びソリューション・コンサルティングの提供 | 33.4 | 当社製品の販売及び技術開発支援サービスの提供等 役員の兼任あり 従業員の出向あり |
| エアロセンス株式会社 | 東京都文京区 | 100,000 | 飛行ロボットによるデータ収集に関する事業 | 49.9 | 製作物の販売及び技術開発支援サービスの提供等 役員の兼任あり 従業員の出向あり |

②持分法損益等

| | 第15期事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | 第15事業年度末 (平成27年12月31日) | |
|--------------|--|---------------------------|--------------------------|
| | 持分法を適用した場合の 投資損失の金額(千円) | 投資の金額 (千円) | 持分法を適用した場合の 投資の金額(千円) |
| ロボットタクシー株式会社 | 83,804 | 233,800 | 149,995 |
| エアロセンス株式会社 | 12,806 | 99,990 | 87,183 |

| | 当第3四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日) | 当第3四半期会計期間末 (平成28年9月30日) | |
|--------------|---|-----------------------------|--------------------------|
| | 持分法を適用した場合の 投資損失の金額(千円) | 投資の金額 (千円) | 持分法を適用した場合の 投資の金額(千円) |
| ロボットタクシー株式会社 | 105,734 | 381,000 | 311,461 |
| エアロセンス株式会社 | 23,889 | 99,990 | 63,293 |

(8) 訴訟リスク

当社は本書提出日現在において、当社の業績に重要な影響を及ぼす訴訟はありません。しかしながら、将来において、知財財産権や自動運転車による事故等、当社事業に起因する訴訟その他の経営に重要な影響を及ぼす訴訟等のトラブルが発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によりましては、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権に関するリスク

当社が開発したソースコードの一部については、特許の出願はしておりません。仮に特許を出願した場合、公表される明細書から、他社がその内容を理解し、同社の製品に実装した場合、その抵触性を証明し、当社の特許を完全に守ることは難しいと考えております。そのため、他社が当該事項に関する特許を取得した場合には、損害賠償請求や特許使用料の支払い等により、当社の業績が影響を受ける可能性があります。

当社では、他社が当該事項に関する特許を出願した場合に備え、社内又は顧客との技術開発、販売条件などの交渉に関する議事録、契約書などすでに事業化していることを立証しうる社内実施記録を残し、「先使用権による通常実施権」を主張することができるように対処しております。

当社の事業に関連した知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はなく、本書提出日現在において、当社の事業に関し他社による当社が保有する知的財産権等への侵害により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。また、当社は、新製品及び新サービスに伴う知的財産権、特許、商標、ロゴについては必要性を吟味し権利を取得します。当社が保有するそれらの財産の継続的な保護及び侵害の恐れがある場合には、日常的に連携している弁護士や特許事務所と連携し、必要な対応を迅速に行います。

また、当社の技術が第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性がないか等についてもインターネットでの検索や弁理士への確認等によりその有無を確認し、第三者の知的財産権を侵害しないことを前提とした対応をとることとしております。しかしながら、何らかの理由によって当社が他社の知的財産権を侵害した場合、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制に関するリスク

本書提出日現在において、当社の事業に重大な影響を及ぼす法的規制の大幅な変更は想定されていないとの認識ですが、当社の事業が関連する法律等（道路交通法、道路法、道路運送車両法、製造物責任法（PL法）等）の大幅な改廃や新法の制定により、規制強化等が行われた場合には、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(11) その他リスク

①配当政策について

当社は創業以来配当を行っておりません。株主への利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、成長過程ということもあります、内部留保をし、さらなる技術開発への投資に充当し、事業拡大をして参りました。将来的には各期の財政状態、業績及びキャッシュフローの状況を勘案した上で株主への利益還元を実施していく方針ですが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

②ベンチャーキャピタルの持株比率について

当社のベンチャーキャピタルの持株比率は56.7%となっております。ベンチャーキャピタルの未公開株式保有目的は、当該株式の新規株式公開以降に当該株式を売却し、キャピタルゲインを得ることだと想定されます。そのため、当社の株式公開後、当社の株主であるベンチャーキャピタルが保有する当社の株式の一部又は全部を売却された場合には、当社株式の需給バランスが短期的に損なわれ、株価形成に著しい影響を及ぼす可能性があります。

③株式の希薄化について

当社は、当社の役員、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は、11.8%となっております。

今後も優秀な人材を採用するため、加えて役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストック・オプションの付与を検討して参ります。今後、既存の新株予約権や将来付与する新株予約権が行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

④資金繰り及び資金調達に関するリスク

当社では、研究開発活動の進捗に伴い多額の研究開発費が先行して計上されており、今後も事業の進捗に伴って、運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。今後、株式上場に伴う公募増資などにより継続的に財務基盤の強化を図って参りますが、収益確保又は資金調達の状況によっては、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、ロボットタクシー株式会社の事業の収益化には長期間を要することから、今後、当該ロボットタクシー株式会社への追加出資が必要となります。当該追加出資は、当社のキャッシュ・フローに重要な影響を与える可能性があります。

⑤資金使途に関するリスク

当社が株式上場に伴う公募増資で計画している調達資金の使途に関しては、研究開発投資や部材の仕入れ、人件費、関係会社への出資等に充当する計画がありますが、急激な事業環境の変化等により、投資効果が期待通りの成果を上げられない場合には、現時点の資金使途計画以外の使途に充当する可能性があります。

⑥マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、これまで研究開発活動を重点的に推進してきたことから、多額の研究開発費用が先行して計上され、平成27年12月期（第15期）には、△176,068千円の繰越利益剰余金を計上しております。当社は、中期経営計画に基づき、早期の黒字化を目指しております。その後も安定的な利益計上による強固な財務基盤の確立を目指しておりますが、当社の事業が計画通り進展せず、マイナスの繰越利益剰余金が計画通りに解消できない可能性があります。

⑦税務上の繰越欠損金について

当社は研究開発型企業として先行的に開発投資を行ってきたため、本書提出日現在において、税務上の繰越欠損金を有しております。そのため、事業計画の進展から順調に当社業績が進捗せず繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合や、今後の税制改正で欠損金の繰越控除制度が見直され欠損金の繰越控除制限が強化された場合は、今までに研究開発に投下した資本の一部を回収する機会を喪失してキャッシュ・フローの計画に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

合弁事業

| | |
|-----------------------|---|
| 契約締結先 | 株式会社ディー・エヌ・エー |
| 契約名称 | 合弁契約書 |
| 契約締結日 | 平成27年5月11日 |
| 主な契約内容 | <p>株式会社ディー・エヌ・エーのインターネットサービス分野における技術等と当社の自動運転に関する技術等を活用し連携することにより、自動運転技術を利用可能な旅客運送事業等の準備及び遂行等を図ることを目的として、合弁会社を設立・運営するにあたって必要な事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等： 　取締役の数は5名とし、そのうち株式会社ディー・エヌ・エーが3名、当社が2名について選解任権を持つ。合弁会社の代表取締役は1名とし、株式会社ディー・エヌ・エーがその選任権を持つ。監査役の数は1名とし、株式会社ディー・エヌ・エーがその選解任権を持つ ・当社の主な役割分担： 　自動運転技術を活用した旅客運送事業のための研究・開発及びソリューション・コンサルティングの提供等 ・特許権等の帰属： 　合弁会社の業務遂行に関して又は伴って生じた知的財産権、技術上若しくは営業上のノウハウその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利は、合弁会社に帰属 ・合弁会社の評価： 　平成30年3月31日を経過した時点で、合弁会社の事業性、採算性等についての評価及びその後の運用方針（事業の継続の是非を含む。）に関して協議 |
| 契約の終了 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ディー・エヌ・エー又は当社が、合弁会社の株式等を一切保有しなくなった場合 ・合弁会社を解散又は清算した場合 ・株式会社ディー・エヌ・エー及び当社の合意により解約された場合 |
| 合弁会社名 | ロボットタクシー株式会社（資本金7.5億円（平成28年9月30日現在）） |
| 合弁会社の設立年月 | 平成27年5月 |
| 出資額 (平成28年9月30日現在) | 当社 501,000千円 株式会社ディー・エヌ・エー 999,000千円 |

6 【研究開発活動】

第15期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社は、自動車の自動走行の開発プラットフォームのパイオニアとして、ロボット技術と自動車技術を融合し、次世代モビリティの安全・環境・省力化に貢献していきたいと考えております。そのために、最先端の技術を常に当社に取り込みつつ、研究開発に取り組んでおります。

社内の研究開発体制につきましては、社員数の3分の2以上が開発エンジニアとなっております。また、革新的な製品やサービスを生み出すためには様々な価値観や感性が必要であり、人材の多様性も重要と考えております。エンジニアの過半数は欧米、アジア、アフリカ等様々な国籍の外国人で構成する方針を取っております。

また、最先端技術を活用し、スピード感を持って当社の研究開発を進めていくためには、社外の企業や大学等研究機関とのコラボレーションも必要不可欠であると考えております。当社の研究開発体制を強化するために社外組織との積極的なコラボレーションを実施しております。また、公的資金による助成金や受託研究を活用することで、当社の研究開発活動の強化を図っております。

当事業年度においては、以下のとおりに研究開発を進めました。

- (1) 自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム、実車実験走行サービス（RoboTest）、カスタマイズ&インキュベーション事業

名古屋市公道において自動運転の実証実験を行い公道での自動運転の実現のための研究開発を促進させたこと等前事業年度からのテーマを継続したことに加え、「RoboCar MiniVan」の開発も進め、リリースに至りました。

また、自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム事業及びカスタマイズ&インキュベーション事業の一環として、ロボットタクシー株式会社向けに自動運転技術の開発を進めました。

- (2) キャリロ

試作機を用いた物流企業及び製造メーカー等の現場での実証実験を実施しました。また、実証実験で得られたフィードバックを踏まえ、試作機の修正対応等を進めました。

当事業年度における当社の研究開発活動の金額は201,406千円であります。

第16期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当第3四半期累計期間においては、以下のとおりに研究開発を進めました。

- (1) 自動運転プラットフォーム及びセンサ・システム、カスタマイズ&インキュベーション事業

RoboCar MiniVanを用いた実験走行など、公道での自動運転実現を目指した研究開発、並びにロボットタクシー株式会社向け自動運転技術の開発も推進しております。また、ステレオカメラや画像認識技術の研究開発についても継続して行っております。

- (2) 実車実験走行サービス（RoboTest）

走行データ収集のためのロガーシステム等、実車実験走行サービスの効率化のための研究開発を行っております。

- (3) キャリロ

作業者の負担を軽減する「ドライブモード」及び作業者や親機となるキャリロに追従する「カルガモモード」を搭載するキャリロの研究開発等を継続して行ってまいりました。

当第3四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は223,946千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択、適用、決算期末日における資産、負債や決算期における収益、費用に影響を与える見積りや判断を必要とします。経営者は、過去の実績や現状を勘案し、見積りや判断を行っておりますが、見積りや判断には不確実性があるため、実際の結果は異なる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

第15期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(資産)

当事業年度の総資産は、前事業年度と比較して243,523千円増加し、1,317,753千円となりました。

主な要因としては、関係会社株式の取得に伴い関係会社株式が349,090千円、本社事務所の増床に伴い敷金が14,563千円増加した一方で、現金及び預金が126,952千円減少したことによるものであります。

(負債)

当事業年度の負債は、前事業年度と比較して14,622千円減少し、90,423千円となりました。

主な要因としては、買掛金が29,310千円減少した一方で、事業規模の拡大による人員の増加等に伴い未払費用が18,195千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度の純資産は、前事業年度と比較して258,146千円増加し、1,227,329千円となりました。

主な要因としては、第三者割当増資に伴い、資本金及び資本準備金がそれぞれ158,295千円増加した一方で、当期純損失の計上により繰越利益剰余金が59,848千円減少したことによるものであります。

第16期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

(流動資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産の残高は、646,425千円（前事業年度末は892,530千円）となり、246,104千円減少しました。これは主に、現金及び預金の減少249,600千円、売掛金の減少63,303千円、原材料の増加58,443千円によるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末の固定資産の残高は、637,864千円（前事業年度末は425,223千円）となり、212,641千円増加しました。これは主に、有形固定資産の増加40,832千円、関係会社株式の増加147,200千円によるものであります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末の流動負債の残高は、254,964千円（前事業年度末は90,423千円）となり、164,540千円増加しました。これは主に、買掛金の増加106,837千円、未払金の増加41,270千円によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産の残高は、1,029,325千円（前事業年度末は1,227,329千円）となり、198,004千円減少しました。これは、主に四半期純損失198,004千円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第15期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（売上高）

当事業年度の売上高は、709,756千円となりました。自動運転に関する研究開発ニーズ及びその研究開発にかかる支援ニーズが増加する傾向にあり、対前年同期比で11.0%の増加となりました。

（営業損益）

当事業年度の売上原価は、397,858千円（前年同期比17.9%増加）となりました。主な内訳としては、材料費322,578千円、労務費185,159千円、経費78,427千円、他勘定振替高201,406千円であります。また、販売費及び一般管理費は396,267千円（前年同期比89.6%増加）となりました。主な内訳としては、研究開発費201,406千円、給料手当58,588千円、地代家賃11,718千円であります。この結果、営業損失は84,370千円（前年同期営業利益92,927千円）となりました。

（経常損益）

当事業年度の営業外収益は、補助金収入23,581千円等により29,383千円となりました。営業外費用は、株式公開関連費用2,000千円、株式交付費1,055千円等により3,074千円となりました。その結果、経常損失58,061千円（前年同期経常利益92,284千円）となりました。

（当期純損益）

当事業年度は、法人税、住民税及び事業税を1,548千円計上したことにより、当期純損失は59,848千円（前年同期当期純利益83,447千円）となりました。

第16期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

（売上高）

当第3四半期累計期間の売上高は、652,745千円となりました。前事業年度に引き続き主要取引先である自動車メーカや大学等研究機関の自動運転に関する研究開発ニーズ及びその研究開発にかかる支援ニーズが増加する傾向にあります。

（営業損益）

当第3四半期累計期間の売上原価は、345,075千円となりました。主な内訳としては、材料費57,220千円、労務費172,569千円、経費300,997千円、他勘定振替高223,946千円であります。また、販売費及び一般管理費は406,970千円となりました。主な内訳としては、給料手当51,741千円、研究開発費223,946千円であります。この結果、営業損失は101,874千円となりました。

（経常損益）

当第3四半期累計期間の営業外収益は、複数の研究開発プロジェクトにかかる補助金収入10,820千円等により、27,066千円となりました。営業外費用は、株式公開関連費用1,000千円を計上しております。その結果、経常損失は75,807千円となりました。

（四半期純損益）

当第3四半期累計期間は、ロボットタクシー株式会社について関係会社株式評価損120,000千円を計上したことにより、四半期純損失は198,004千円となっております。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は5年間に亘り、ロボット技術の応用分野を主に自動車産業に絞り、経営資源の選択と集中並びに顧客数の拡大を図って参りました。自動運転技術の市場については、自動運転車の礎の一つであるADAS市場が平成34年（2022年）に1兆円規模に成長するとの予測もあり（出典「FK通信 第140号」富士経済グループ（株式会社富士キメラ総研）、平成26年1月）、それに伴って今後ますます参入企業も増加するものと思われます。当社はそのような参入企業・大学等の研究部門やマーケティング部門へ技術やノウハウ、製品とサービスを提供することで、自動運転関連市場の伸びと共に収益基盤を拡大させて参ります。その一方で、当社自身による技術の実用化へ向けた取り組みも行っており、平成26年11月には名古屋で公道実験を開始致しました。当社自身による一般車両向けサービスモデルの検討を通じて、取引先の属性も研究開発部門から量産部門へと顧客層を拡大させていくことで、収益構造の多様化を推進して参ります。

また、自動車産業で培った自律移動技術（A地点からB地点へ自動で移動する技術）を汎用化して、物流、土木・建設、農業等他の産業へ積極展開し、新規市場の開拓及び確立により、当社技術を一層社会に役立てて参ります。Robot of Everythingをミッションに掲げ、ロボット技術をあらゆる分野に応用しグローバル展開して参ります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社は、研究開発機能の強化に必要となる設備投資を行っております。

当事業年度においては、従業員の増加に伴うPC機器の購入に5,915千円及び自社販促用車両の購入に3,212千円の設備投資を行いました。

第16期第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当第3四半期累計期間においては、製品化のための金型の購入に66,322千円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成27年12月31日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメントの名 称 | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | 従業員数 (人) |
|--------------------|--------------------------|------------------|------------|---------------|-----------------------|----------------|------------|-------------|
| | | | 建物 (千円) | 車両運搬具 (千円) | 工具、器具及 び備品 (千円) | ソフトウエア (千円) | 合計 (千円) | |
| 本社 (東京都文京 区) | 自律移動ロボッ トテクノロジー 事業 | 本部、営業、研究開発設 備 | 1,099 | 2,945 | 5,319 | 1,251 | 10,615 | 51 (14) |

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の（ ）は、平均臨時雇用者数を外書しております。

3. 本社は賃借しており、その年間賃料は35,823千円であります。

4. 当社は、自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであることから、セグメント別の記載を省略
しております。

3【設備の新設、除却等の計画】 (平成28年9月30日現在)

当社の設備投資については、今後の事業展開、業務効率化及び管理機能強化等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 155,168,000 |
| 計 | 155,168,000 |

(注) 平成28年3月28日開催の定時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数について、普通株式の発行可能株式総数を88,268,000株増加し、155,168,000株としております。

②【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|------------|----------------------------|---|
| 普通株式 | 38,792,000 | 非上場 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 38,792,000 | — | — |

(注) 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成25年9月19日開催臨時株主総会及び普通種類株主総会並びに平成25年9月26日開催取締役会において決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成27年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 391（注）1 | 391（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 782,000（注）1 | 782,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 5（注）1、2 | 5（注）1、2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年9月26日 至 平成30年9月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） | 発行価格 5 資本組入額 3（注）1 | 発行価格 5 資本組入額 3（注）1 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担 保設定その他の処分をす ることはできないものと する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

（注）1. 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行なう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、1. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が行使価額を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は行使価額を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{調整後} & = & \text{株式数} \times \text{行使価額} & + & \text{株式数} \times \text{払込金額} \\ & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} \end{array}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

以下の会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないこと。

- (1)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3)権利者が、本新株予約権を付与された時点で下記のいずれかの身分を有していた場合において、当該権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①会社又は会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ②会社又は会社の子会社若しくは関連会社の使用人
- ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ②権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧権利者が本発行要項の規定又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5)権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社若しくは関連会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ②権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社若しくは関連会社に対する義務に違反した場合
- (6)その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

(1) 目的たる再編会社の株式の種類

本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社の株式

(2) 目的たる再編会社の株式の数

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価値の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(3) 権利行使に際して払い込むべき金額

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(4) 権利行使期間、権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 割当てに関する事項

権利者の有する本新株予約権の数に応じて割り当てるものとする。

第4回新株予約権（平成25年9月19日開催臨時株主総会及び普通種類株主総会並びに平成25年9月26日開催取締役会において決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成27年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 79（注）1 | 52（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 158,000（注）1 | 104,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 5（注）1、2 | 5（注）1、2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年9月26日 至 平成30年9月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） | 発行価格 5 資本組入額 3（注）1 | 発行価格 5 資本組入額 3（注）1 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担 保設定その他の処分をす ることはできないものと する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

（注）1. 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行いう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、1. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が行使価額を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は行使価額を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{調整後} & = & \text{株式数} \times \text{行使価額} & + & \text{株式数} \times \text{払込金額} \\ & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} \end{array}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

以下の会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないこと。

- (1)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3)権利者が、本新株予約権を付与された時点で下記のいずれかの身分を有していた場合において、当該権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①会社又は会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ②会社又は会社の子会社若しくは関連会社の使用人
- ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ②権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧権利者が本発行要項の規定又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5)権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社若しくは関連会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ②権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社若しくは関連会社に対する義務に違反した場合
- (6)その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

(1) 目的たる再編会社の株式の種類

本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社の株式

(2) 目的たる再編会社の株式の数

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価値の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(3) 権利行使に際して払い込むべき金額

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(4) 権利行使期間、権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 割当てに関する事項

権利者の有する本新株予約権の数に応じて割り当てるものとする。

第5回新株予約権（平成25年9月19日開催臨時株主総会及び普通種類株主総会並びに平成25年12月2日開催取締役会において決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成27年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 8（注）1 | 8（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 16,000（注）1 | 16,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 5（注）1、2 | 5（注）1、2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年12月2日 至 平成30年12月1日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） | 発行価格 5 資本組入額 3（注）1 | 発行価格 5 資本組入額 3（注）1 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担 保設定その他の処分をす ることはできないものと する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

（注）1. 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行いう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、1. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が行使価額を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は行使価額を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{調整後} & = & \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額}}{\text{既発行株式数}} & + & \frac{\text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新発行株式数}} \end{array}$$

行使価額

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

以下の会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないこと。

- (1)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3)権利者が、本新株予約権を付与された時点で下記のいずれかの身分を有していた場合において、当該権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①会社又は会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ②会社又は会社の子会社若しくは関連会社の使用人
- ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ②権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧権利者が本発行要項の規定又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5)権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社若しくは関連会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ②権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社若しくは関連会社に対する義務に違反した場合
- (6)その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

(1) 目的たる再編会社の株式の種類

本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社の株式

(2) 目的たる再編会社の株式の数

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価値の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(3) 権利行使に際して払い込むべき金額

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(4) 権利行使期間、権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 割当てに関する事項

権利者の有する本新株予約権の数に応じて割り当てるものとする。

第6回新株予約権（平成26年11月13日開催臨時株主総会及び普通種類株主総会並びに平成26年11月26日開催取締役会において決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成27年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 1,064（注）1 | 1,014（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 2,128,000（注）1 | 2,028,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 63（注）1、2 | 63（注）1、2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年11月26日 至 平成36年11月12日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） | 発行価格 63 資本組入額 32（注）1 | 発行価格 63 資本組入額 32（注）1 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担 保設定その他の処分をす ることはできないものと する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

（注）1. 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行いう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、1. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が行使価額を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は行使価額を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{cccc} \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{調整後} & = & \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額}}{\text{既発行株式数}} + \frac{\text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新発行株式数}} & \\ \text{行使価額} & & & \end{array}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

以下の会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないこと。

- (1)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3)権利者が、本新株予約権を付与された時点で下記のいずれかの身分を有していた場合において、当該権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①会社又は会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ②会社又は会社の子会社若しくは関連会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があつた場合
 - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧権利者が本発行要項の規定又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5)権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社若しくは関連会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社若しくは関連会社に対する義務に違反した場合
- (6)その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

(1) 目的たる再編会社の株式の種類

本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社の株式

(2) 目的たる再編会社の株式の数

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価値の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(3) 権利行使に際して払い込むべき金額

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(4) 権利行使期間、権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 割当てに関する事項

権利者の有する本新株予約権の数に応じて割り当てるものとする。

第7回新株予約権（平成26年11月13日開催臨時株主総会及び普通種類株主総会並びに平成26年11月26日開催取締役会において決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成27年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 88（注）1 | 60（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 176,000（注）1 | 120,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 63（注）1、2 | 63（注）1、2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年11月26日 至 平成36年11月12日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） | 発行価格 63 資本組入額 32（注）1 | 発行価格 63 資本組入額 32（注）1 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担 保設定その他の処分をす ることはできないものと する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

（注）1. 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行いう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、1. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が行使価額を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は行使価額を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{調整後} & = & \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額}}{\text{既発行株式数}} & + & \frac{\text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新発行株式数}} \end{array}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

以下の会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないこと。

- (1)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3)権利者が、本新株予約権を付与された時点で下記のいずれかの身分を有していた場合において、当該権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①会社又は会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ②会社又は会社の子会社若しくは関連会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧権利者が本発行要項の規定又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5)権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社若しくは関連会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社若しくは関連会社に対する義務に違反した場合
- (6)その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

(1) 目的たる再編会社の株式の種類

本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社の株式

(2) 目的たる再編会社の株式の数

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価値の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(3) 権利行使に際して払い込むべき金額

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(4) 権利行使期間、権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 割当てに関する事項

権利者の有する本新株予約権の数に応じて割り当てるものとする。

第8回新株予約権（平成27年8月21日開催臨時株主総会及び普通種類株主総会並びに平成27年8月21日開催取締役会において決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成27年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年10月31日) |
|--|--------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 611（注）1、2 | 611（注）1、2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 1,222,000（注）2 | 1,222,000（注）2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 150（注）2、3 | 150（注）2、3 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年8月21日 至 平成37年8月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 151 資本組入額 76 (注) 2 | 発行価格 151 資本組入額 76 (注) 2 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 | 同左 |

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,300円で有償発行しております。

2. 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、会社が株式分割（会社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、会社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、会社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、会社が会社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}
 \text{既発行} \quad \text{新規発行} \quad \times \quad 1 \text{株当たり} \\
 \text{株式数} \quad \times \quad \text{払込金額} \\
 \hline
 \text{既發行株式数} + \text{新規発行株式数}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{l}
 \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \quad \text{新規発行前の1株当たりの時価} \\
 \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \quad \hline
 \end{array}$$

なお、上記算式において「既發行株式数」とは、会社普通株式にかかる発行済株式総数から会社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、会社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、会社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、会社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
 - (a) 3.において定められた行使価額に70%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする会社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である会社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3.において定められた行使価額に70%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である会社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における会社普通株式の普通取引の終値が、3.において定められた行使価額に70%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となつたとき
 - (d) 本新株予約権の目的である会社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日として第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が3.において定められた行使価額に70%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、会社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、会社又は会社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、会社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の内容に準じて定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の内容に準じて定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 講渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権（平成27年8月21日開催臨時株主総会及び普通種類株主総会並びに平成27年8月21日開催取締役会において決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成27年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 105（注）1 | 70（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 210,000（注）1 | 140,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 150（注）1、2 | 150（注）1、2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成29年8月21日 至 平成37年8月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） | 発行価格 150 資本組入額 75（注）1 | 発行価格 150 資本組入額 75（注）1 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担 保設定その他の処分をす ることはできないものと する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

（注）1. 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株、提出日の前月末現在は2,000株であります

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行いう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、1. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が行使価額を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は行使価額を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{調整後} & = & \underline{\text{株式数} \times \text{行使価額}} & + & \underline{\text{株式数} \times \text{払込金額}} \\ \text{行使価額} & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} \end{array}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

以下の会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないこと。

- (1)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3)権利者が、本新株予約権を付与された時点で下記のいずれかの身分を有していた場合において、当該権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①会社又は会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ②会社又は会社の子会社若しくは関連会社の使用人
- ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ②権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧権利者が本発行要項の規定又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5)権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社若しくは関連会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ②権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社若しくは関連会社に対する義務に違反した場合
- (6)その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

(1) 目的たる再編会社の株式の種類

本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社の株式

(2) 目的たる再編会社の株式の数

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価値の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(3) 権利行使に際して払い込むべき金額

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(4) 権利行使期間、権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 割当てに関する事項

権利者の有する本新株予約権の数に応じて割り当てるものとする。

第10回新株予約権（平成27年8月21日開催臨時株主総会及び普通種類株主総会並びに平成27年8月21日開催取締役会において決議）

| | 最近事業年度末現在 (平成27年12月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年10月31日) |
|--|--|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 120（注）1 | 89（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 240,000（注）1 | 178,000（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 150（注）1、2 | 150（注）1、2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成29年8月21日 至 平成37年8月20日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円） | 発行価格 150 資本組入額 75（注）1 | 発行価格 150 資本組入額 75（注）1 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担 保設定その他の処分をす ることはできないものと する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）4 | 同左 |

（注）1. 平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度末現在は2,000株、提出日の前月末現在は2,000株であります

ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがあります。

普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行いう場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個当たりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、1. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が行使価額を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分、又は行使価額を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{調整後} & = & \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額}}{\text{既発行株式数}} & + & \frac{\text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新発行株式数}} \end{array}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

以下の会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないこと。

- (1)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3)権利者が、本新株予約権を付与された時点で下記のいずれかの身分を有していた場合において、当該権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①会社又は会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義される「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
- ②会社又は会社の子会社若しくは関連会社の使用人
- ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
- ②権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は会社の子会社若しくは関連会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
- ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧権利者が本発行要項の規定又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5)権利者が会社又は会社の子会社若しくは関連会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が自己に適用される会社又は会社の子会社若しくは関連会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ②権利者が取締役としての忠実義務等会社又は会社の子会社若しくは関連会社に対する義務に違反した場合
- (6)その他の行使条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

(1) 目的たる再編会社の株式の種類

本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社の株式

(2) 目的たる再編会社の株式の数

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価値の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(3) 権利行使に際して払い込むべき金額

企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(4) 権利行使期間、権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。

(5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 割当てに関する事項

権利者の有する本新株予約権の数に応じて割り当てるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数（株） | 発行済株式総 数残高（株） | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額（千円） | 資本準備金残 高（千円） |
|----------------------|-------------------|---|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成25年9月30日 (注) 1 | C種優先株式 500 | 普通株式 2,000 A種優先株式 1,100 B種優先株式 3,002 C種優先株式 4,500 | 2,500 | 32,500 | 2,500 | 342,903 |
| 平成25年12月18日 (注) 2 | 普通株式 3,000 | 普通株式 5,000 A種優先株式 1,100 B種優先株式 3,002 C種優先株式 4,500 | 150,000 | 182,500 | 150,000 | 492,903 |
| 平成26年4月11日 (注) 3 | D種優先株式 3,280 | 普通株式 5,000 A種優先株式 1,100 B種優先株式 3,002 C種優先株式 4,500 D種優先株式 3,280 | 205,000 | 387,500 | 205,000 | 697,903 |
| 平成27年2月12日 (注) 4 | 普通株式 1,005 | 普通株式 6,005 A種優先株式 1,100 B種優先株式 3,002 C種優先株式 4,500 D種優先株式 3,280 | 150,750 | 538,250 | 150,750 | 848,653 |
| 平成27年10月21日 (注) 5 | 普通株式 1,509 | 普通株式 7,514 A種優先株式 1,100 B種優先株式 3,002 C種優先株式 4,500 D種優先株式 3,280 | 7,545 | 545,795 | 7,545 | 856,198 |

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数（株） | 発行済株式総 数残高（株） | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額（千円） | 資本準備金残 高（千円） |
|----------------------|--|--|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成27年10月21日 (注) 6 | 普通株式 11,882 | 普通株式 19,396 A種優先株式 1,100 B種優先株式 3,002 C種優先株式 4,500 D種優先株式 3,280 | — | 545,795 | — | 856,198 |
| 平成27年10月21日 (注) 7 | A種優先株式 △1,100 B種優先株式 △3,002 C種優先株式 △4,500 D種優先株式 △3,280 | 普通株式 19,396 | — | 545,795 | — | 856,198 |
| 平成27年11月30日 (注) 8 | 普通株式 38,772,604 | 普通株式 38,792,000 | — | 545,795 | — | 856,198 |

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 谷口恒(戸籍名：谷口恵恒)

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

2. 有償第三者割当

割当先 株式会社JVCケンウッド、有限会社ケイ・アイ・シー、富士エレクトロニクス株式会社、株式会社エイチアイ

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

3. 有償第三者割当

割当先 Intel Capital Corporation、今西暢子、西村明浩、三原寛司

発行価格 125,000円

資本組入額 62,500円

4. 有償第三者割当

割当先 株式会社小松製作所、ソニー株式会社、株式会社アクロスザシー

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

5. 第3回新株予約権の行使による増加であります。

6. 平成27年10月13日開催の取締役会決議においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得条項を行使したことにより、同月21日付でこれらの各種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

7. 平成27年10月21日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。

8. 株式分割（1：2,000）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年9月30日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|--------|-----|---------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | |
| 株主数（人） | — | — | — | 9 | 1 | 1 | 24 | 35 |
| 所有株式数（単元） | — | — | — | 72,940 | 64,000 | 66 | 250,914 | 387,920 |
| 所有株式数の割合（%） | — | — | — | 18.8 | 16.5 | 0.0 | 64.7 | 100.0 |

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年9月30日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式（自己株式等） | — | — | — |
| 議決権制限株式（その他） | — | — | — |
| 完全議決権株式（自己株式等） | — | — | — |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 38,792,000 | 387,920 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 38,792,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 387,920 | — |

②【自己株式等】

平成28年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%） |
|------------|--------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| — | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — |

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

①第3回新株予約権（平成25年9月19日臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議、平成25年9月26日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年9月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 3 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 本書提出日現在におきまして、付与対象者は権利行使により2名減少しております。

②第4回新株予約権（平成25年9月19日臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議、平成25年9月26日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年9月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 15 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(注) 本書提出日現在におきまして、付与対象者は退職等により6名減少しております。

③第5回新株予約権（平成25年9月19日臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議、平成25年12月2日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年12月2日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）本書提出日現在におきまして、付与対象者は退職等により1名減少しております。

④第6回新株予約権（平成26年11月13日臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議、平成26年11月26日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年11月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）本書提出日現在におきまして、付与対象者は退職等により1名減少しております。

⑤第7回新株予約権（平成26年11月13日臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議、平成26年11月26日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成26年11月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 28 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）本書提出日現在におきまして、付与対象者は退職等により11名減少しております。

⑥第8回新株予約権（平成27年8月21日臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議、平成27年8月21日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年8月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

⑦第9回新株予約権（平成27年8月21日臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議、平成27年8月21日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年8月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役 3 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）本書提出日現在におきまして、付与対象者は退職等により1名減少しております。

⑧第10回新株予約権（平成27年8月21日臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議、平成27年8月21日取締役会決議）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年8月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 39 社外協力者 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |

（注）本書提出日現在におきまして、付与対象者は退職等により13名減少しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

A種優先株式

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|------------------|----------|----------|
| 最近事業年度における取得自己株式 | 1,100(注) | — |
| 最近期間における取得自己株式 | — | — |

(注) A種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式1,100株を交付しております。

B種優先株式

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|------------------|----------|----------|
| 最近事業年度における取得自己株式 | 3,002(注) | — |
| 最近期間における取得自己株式 | — | — |

(注) B種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式3,002株を交付しております。

C種優先株式

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|------------------|----------|----------|
| 最近事業年度における取得自己株式 | 4,500(注) | — |
| 最近期間における取得自己株式 | — | — |

(注) C種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式4,500株を交付しております。

D種優先株式

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|------------------|----------|----------|
| 最近事業年度における取得自己株式 | 3,280(注) | — |
| 最近期間における取得自己株式 | — | — |

(注) D種優先株主より当社定款に基づき取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式3,280株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 最近事業年度 | | 最近期間 | |
|-----------------------------|--|------------|--------|------------|
| | 株式数（株） | 処分価額の総額（円） | 株式数（株） | 処分価額の総額（円） |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | A種優先株式 1,100 B種優先株式 3,002 C種優先株式 4,500 D種優先株式 3,280 | — | — | — |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他 (—) | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | — | — | — | — |

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、事業の更なる成長のため、経営基盤の強化のために内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を目指していくことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当については、中間配当と期末配当の年2回行うことを基本としておりますが、会社設立以来配当を実施しておりません。当事業年度につきましても、設立以来継続している積極的な研究開発等の先行投資により累積損失を解消できていないため、配当を実施しておりません。

当社は、積極的な研究開発活動を推進するため、現時点においては、内部留保を確保することが、経営基盤の安定化、事業領域の拡大、企業価値の最大化に繋がるものと考えておりますので、当面配当は予定しておりません。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に従い剰余金の配当（中間配当）を行うことができる」旨を定款に定めています。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|---------|--------|-------------------------|--------------|--|----------|---------------|
| 代表取締役社長 | － | 谷口 恒 (戸籍名: 谷口 恵恒) | 昭和39年7月7日生 | 平成元年4月 日本エアーブレーキ株式会社 (現ナブテスコ株式会社) 入社 平成3年12月 東京化成品株式会社入社 平成11年5月 有限会社ショービズネットドットコム設立代表取締役就任 平成13年1月 有限会社ゼットエムピー (現当社) 設立代表取締役就任 平成13年6月 有限会社ゼットエムピーを株式会社ゼットエムピー (現当社) へ組織変更。代表取締役社長就任 (現任) 平成19年11月 株式会社ロボテスト設立代表取締役就任 平成25年8月 株式会社カートモ設立代表取締役就任 (現任) 平成27年1月 株式会社Z E G 設立代表取締役就任 (現任) 平成27年5月 ロボットタクシー株式会社取締役会長就任 (現任) 平成27年8月 エアロセンス株式会社代表取締役就任 (現任) | (注) 3 | 6,056 |
| 取締役 | 管理部長 | 今西 暢子 | 昭和48年9月25日生 | 平成13年4月 株式会社地域総合計画研究所入社 平成13年12月 株式会社ゼットエムピー (現当社) 入社 平成18年3月 当社取締役管理部長就任 (現任) 平成25年8月 株式会社カートモ取締役就任 平成27年1月 株式会社Z E G 取締役就任 (現任) | (注) 3 | 514 |
| 取締役 | 営業部長 | 西村 明浩 | 昭和48年1月31日生 | 平成9年7月 アンダーセン・コンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 入社 平成16年7月 株式会社ゼットエムピー (現当社) 入社 平成20年3月 当社取締役営業部長就任 (現任) 平成28年1月 ロボットタクシー株式会社取締役就任 (現任) | (注) 3 | 984 |
| 取締役 | 技術開発部長 | 景山 浩二 | 昭和31年10月19日生 | 昭和56年4月 ソニー株式会社入社 平成16年7月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント (現株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント) RT 研究部統括部長就任 平成20年7月 ソニー株式会社システム技術研究所S&S研究部統括部長就任 平成27年6月 当社入社 平成27年9月 当社新規事業推進室室長就任 平成28年3月 当社技術開発部長就任 平成28年5月 当社取締役技術開発部長就任 (現任) | (注) 4 | 60 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|------|-------|-------------|---|----------|---------------|
| 取締役 | 事業統括 | 乙部 一郎 | 昭和40年4月13日生 | 平成3年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成11年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 平成15年8月 株式会社スクウェア・エニックス（現株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）入社 平成16年8月 Square Enix Inc. President and COO就任 平成20年3月 アドバンテッジパートナーズ 有限責任事業組合入社 平成21年3月 株式会社レックス・ホールディングス（現株式会社レインズインターナショナル）取締役就任 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン（現株式会社ファミリーマート）監査役就任 株式会社レインズインターナショナル取締役就任 平成22年6月 Wireless City Planning株式会社監査役就任 平成23年6月 TeleGuam Holdings, LLC Director就任 平成23年10月 株式会社コメダ 取締役就任 平成25年6月 アドバンテッジパートナーズ 有限責任事業組合パートナー就任 平成26年4月 合同会社ライアットゲームズ 社長兼CEO就任 平成28年3月 当社入社 株式会社カートモ取締役就任（現任） 平成28年5月 当社取締役（事業統括）就任（現任） | (注) 5 | 46 |
| 社外取締役 | — | 染宮 秀樹 | 昭和43年2月14日生 | 平成2年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成9年5月 野村證券株式会社入社 平成11年5月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成19年1月 同社マネージングディレクター就任 テレコム・メディア・テクノロジーグループ統括責任者就任 平成21年7月 J P モルガン証券株式会社入社 投資銀行本部マネジング・ディレクター就任 平成27年6月 ソニー株式会社入社チーフ・ファイナンシャル・ストラテジスト就任 平成27年11月 当社社外取締役就任（現任） 平成28年6月 ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社 経営戦略部門長就任（現任） | (注) 3 | 13 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) |
|-------|----|-------|-------------|--|----------|---------------|
| 社外取締役 | — | 安武 弘晃 | 昭和46年7月2日生 | 平成9年4月 日本電信電話株式会社入社 平成10年10月 株式会社エム・ディー・エム (現楽天株式会社)入社 平成17年4月 楽天株式会社執行役員就任 平成19年3月 楽天株式会社取締役常務執行 役員就任 平成25年6月 テクマトリックス株式会社社 外取締役就任(現任) 平成28年3月 当社社外取締役就任(現任) | (注) 6 | 13 |
| 常勤監査役 | — | 佐藤 八郎 | 昭和27年8月28日生 | 昭和51年6月 トリア株式会社(現 株式会 社JVCケンウッド)入社 平成3年8月 Trio Kenwood Europe出向 平成15年4月 株式会社JVCケンウッドカ ーエレクトロニクス技術部長 就任 平成24年10月 当社技術顧問就任 平成26年3月 当社常勤監査役就任(現任) | (注) 7 | — |
| 社外監査役 | — | 淡輪 敬三 | 昭和27年9月19日生 | 昭和53年4月 日本鋼管株式会社(現JFE スチール株式会社)入社 昭和62年7月 マッキンゼー・アンド・カン パニー東京オフィス入社 平成9年7月 ワトソンワイヤット株式会社 (現ウイリス・タワーズワト ソン) 代表取締役社長就任 平成19年2月 株式会社キトー社外取締役就 任(現任) 平成19年6月 インヴァスト証券株式会社社 外監査役就任 平成22年6月 曙ブレーキ工業株式会社社外 監査役就任(現任) 平成25年7月 タワーズワトソン株式会社 (現ウイリス・タワーズワト ソン) 会長就任 平成25年10月 Panda Graphics株式会社(現 ココン株式会社)社外取締役 就任 平成26年3月 当社社外監査役就任(現任) 平成26年7月 タワーズワトソン株式会社 (現ウイリス・タワーズワト ソン) シニア・アドバイザー 就任 平成27年6月 インヴァスト証券株式会社社 外取締役(監査等委員)就任 (現任) 平成28年2月 株式会社ビービット顧問就任 (現任) 平成28年3月 株式会社ツバキ・ナカシマ社 外取締役就任(現任) | (注) 7 | 80 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (千株) | |
|-------|----|-------|-------------|--|----------|---------------|--|
| 社外監査役 | — | 前川 昌之 | 昭和40年3月30日生 | 平成3年10月 中央新光監査法人入所 平成13年3月 公認会計士税理士前川昌之事務所代表就任（現任） 平成13年12月 株式会社ザウスコミュニケーションズ取締役就任 平成14年12月 株式会社ティーディーエス（現株式会社アクシス）取締役就任 平成15年7月 株式会社ザウスコミュニケーションズ監査役就任 平成16年10月 株式会社モブキャスト社外監査役就任 平成17年6月 株式会社パワーワインベストメント（現グロースリート・アドバイザーズ株式会社）監査役就任 平成17年8月 株式会社トランザス社外監査役就任 平成18年5月 株式会社CONSOLIX設立代表取締役就任（現任） 平成24年6月 株式会社ウシオスペック（現株式会社モデュレックス）社外監査役就任（現任） 平成26年3月 株式会社トランザス社外取締役就任（現任） 平成27年2月 株式会社アイ・ピー・エフ・コーポレーション代表取締役就任（現任） 平成27年3月 当社社外監査役就任（現任） | (注) 7 | — | |
| 計 | | | | | | 7,687 | |

- (注) 1. 取締役染谷秀樹及び安武弘晃は、社外取締役であります。
 2. 監査役淡輪敬三及び前川昌之は、社外監査役であります。
 3. 平成27年11月30日開催の臨時株主総会終結の時から、平成28年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 平成28年5月24日開催の臨時株主総会終結の時から、平成28年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 平成28年5月24日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
 6. 平成28年3月28日開催の定時株主総会終結の時から、平成29年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
 7. 平成27年11月30日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「Robot of Everything 人が運転するあらゆる機械を自動化し、安全で、楽しく、便利なライフスタイルを創造する。」をミッションとし、株主をはじめとする各ステークホルダーと共に成長し、イノベーションをリードしていく存在でありたいと考えております。

会社の継続的な成長を実現させるためにステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考えております、そのためには経営の健全性、効率性、そして透明性を確保し、強化していくことが必要であり、コーポレート・ガバナンスに対する日々の取り組みが重要であると認識しております。

②企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

・取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役 7 名（うち社外取締役 2 名）で構成されております。毎月 1 回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。

・監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 1 名、非常勤の社外監査役 2 名で構成されております。毎月 1 回監査役会を開催し、監査に関する重要事項についての情報交換、協議並びに決議を行っております。また、各監査役は取締役会に参加し、業務及び財産の状況を調査することで、取締役の職務執行を監視しております。

・内部監査

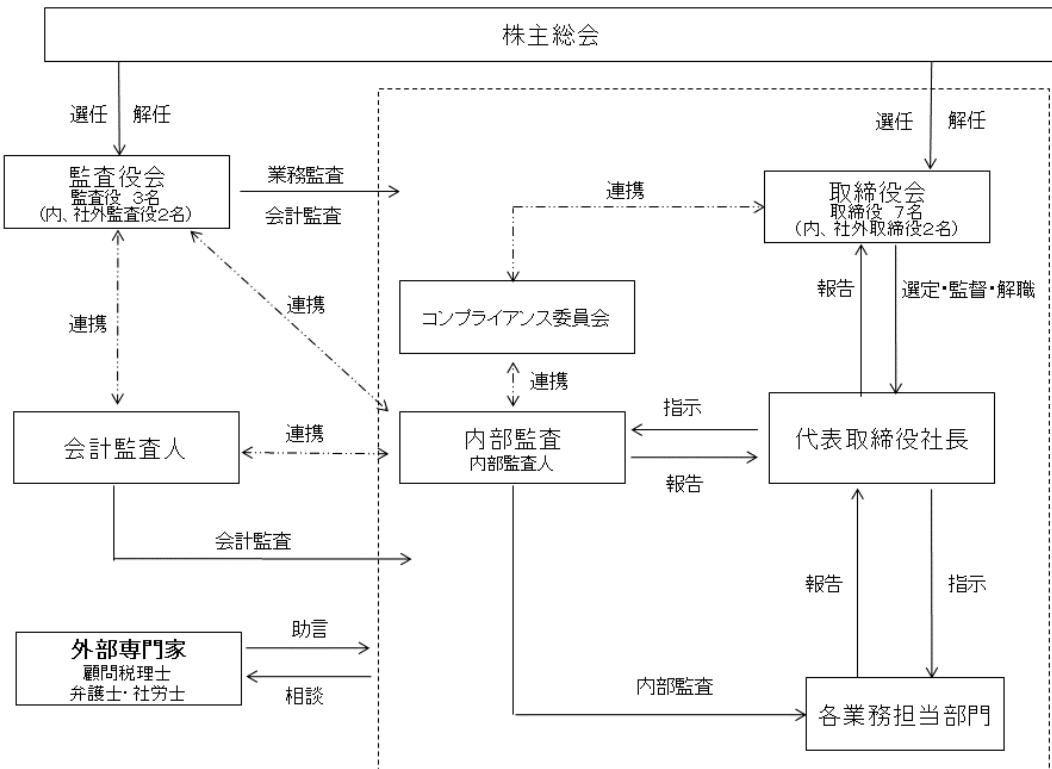
内部監査は、専門部署は設置しておりませんが、内部監査規程に基づき代表取締役社長直轄の立場として、代表取締役社長より任命された内部監査人 3 名が実施しております。

・コンプライアンス委員会

当社は、取締役、部長及び内部監査人から成るコンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、企業活動の遵法性、公正性、健全性を確保するため、また、社会規範、企業倫理に反する行為を防止、是正するコンプライアンスに関する活動、並びに全社員に倫理意識を涵養し、正義を貫く企業風土を醸成する活動を推進するため、毎月 1 回開催しております。

ロ. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社がこのような企業統治の体制を採用する理由は、現時点において人数は 50 名程度、事業所も 1 つと、小規模組織ではありますが、効率性のみを考慮するだけではなく、経営の健全性、透明性を確保し、経営組織を確立、強化していくことが、当社の継続的な発展に資するものと考えているためであります。



ハ. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するため、平成27年5月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。また、当方針の運用状況について、監査役及び内部監査人が定期的に検証を行うこととしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として、社会的な要請に応え、適法かつ健全な事業活動に努めるものとする。その実行のために、取締役会及び管理部は、企業倫理及び法令遵守の姿勢を社内に伝え、徹底するものとする。
- (2) 取締役会は、取締役会規程をはじめとする職務の執行に関する規程を定め、取締役及び使用人は、法令、定款及び社内諸規程を遵守し、業務を執行する。
- (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要件を遵守する基盤を整備するとともに、隨時、教育や啓発を行う。
- (4) 組織的又は個人的な法令違反、不正行為、その他コンプライアンスに関する問題等の早期発見と是正を図るため、内部通報制度の整備、運用を行う。
- (5) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (6) 内部監査担当部門は、当社及び当社グループの内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
- (7) 反社会的勢力対応規程及び対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び機密情報管理規程等情報管理に係る規程に基づき、その保存媒体に応じた適切な保存・管理を行うこととし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス及び情報セキュリティ等にかかるリスクについて、管理部が主管部署となり、コンプライアンス規程、情報システム管理規程の制定、社内研修の実施、必要に応じマニュアル等の作成、周知徹底を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における議論の質の向上及び迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つこととする。
- (2) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うこととする。
- (3) 取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況について取締役会において定期的に報告、検証を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対し必要に応じて関係資料等の提出を求める。

- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が開催するコンプライアンス委員会を、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるグループ全体の事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するための機能も併せ持ったものとして運営する。

- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、管理体制を構築させる。

- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために、監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査を行う。

- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役会からその職務を補助すべき使用者を求められた場合、その人事については取締役会と協議を行い決定するものとする。監査役よりその職務に必要な命令を受けた当該使用者はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用者に周知徹底する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用者は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (2) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要な都度、遅滞なく報告する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用者にその旨を伝え、徹底を図るものとする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

(2) 監査役は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

(3) 監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。

(4) 監査役から説明を求められた取締役及び使用人は、監査役に対して詳細な説明を行うこととする。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社は、毎月開催するコンプライアンス委員会を、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するための機能も併せ持ったものとして運営を行っております。

また、当社は、会社としての不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、並びに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「社内通報規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理を行う仕組みを定めております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、内部監査規程に基づき、年度計画を策定し、会社の業務活動が法令・定款及び規程類に準拠し、かつ、経営目的達成のため合理的、効果的に運営されているか否かを監査しております。監査結果は、代表取締役社長に報告され、改善が必要と認めた事項について、被監査部門へ改善指示書を伝達します。改善指示書を伝達された被監査部門は、改善状況について代表取締役社長及び内部監査人に報告することとしております。

監査役監査については、各監査役が取締役会に参加し、業務及び財産の状況を調査することで、取締役の職務執行を監視するほか、常勤監査役による重要書類の閲覧や取締役及び社員との日常的な対話をを行うことで監査を行っております。常勤監査役は、毎月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。

当社の監査体制については、監査役、内部監査人及び監査法人による会計監査の3つを基本としております。コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るために、3者ミーティングを定期的に開催し、相互の連携を取ることで、それぞれの監査の実効性や質的向上を図っております。

④会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社の間に特別な利害関係はありません。なお、継続監査年数については7年以下であるため、記載を省略しております。

平成27年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名、及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 布施木 孝叔

業務執行社員 向井 誠

- ・監査業務における補助者の構成

公認会計士 5名

その他 6名

⑤社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。社外取締役及び社外監査役につきましては、取締役会に出席し議案等について意見を述べるなど、取締役の業務執行状況、取締役会の意思決定の妥当性・適性を監視しております。社外役員は当社のコーポレート・ガバナンス基盤を強化するために重要な役割を果たしているものと考えております。社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準を参考にして選任することとしております。

社外取締役の染宮秀樹は、証券会社や事業会社での経験を通じ、グローバルビジネスに精通し、財務戦略をはじめとした会社経営における豊富な知見を有しております。

社外取締役の安武弘晃は、複数の事業会社の取締役の経験があり、会社経営における豊富な知見を有しております。

社外監査役の淡輪敬三は、複数の企業の社外取締役及び社外監査役を務めており、会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しております。

社外監査役の前川昌之は、公認会計士であるとともに、複数の企業の社外取締役及び社外監査役を務めており、会計及び会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しております。

なお、社外取締役は、取締役会及びコンプライアンス委員会に出席、社外監査役は取締役会及び必要に応じてコンプライアンス委員会に出席し、職務執行における監督及び助言、経営の健全性の向上に資する助言を隨時行っています。

なお、社外取締役の染宮秀樹は当社株式を13,300株、安武弘晃は当社株式を13,300株、社外監査役の淡輪敬三は当社株式を80,000株保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、資本関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

⑥役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる役員の員数 (人) |
|--------------------|----------------|----------------|-----------|------------|-------------------|
| | | 基本報酬 | ストックオプション | 役員賞与引当金繰入額 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 38,400 | 38,400 | — | — | 4 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 1,524 | 1,524 | — | — | 1 |
| 社外取締役 | — | — | — | — | — |
| 社外監査役 | 900 | 900 | — | — | 2 |

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役としての給与及び賞与は含まれておらず、
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月28日開催の定時株主総会において、年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成28年3月28日開催の定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。

ロ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なものの概要

| 総額(千円) | 対象となる役員の員数(人) | 内容 |
|--------|---------------|-------------------------------|
| 24,601 | 3 | 管理部長、営業部長及び技術開発部長としての給与であります。 |

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定することとしております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、監査役会において決定しております。

⑦株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1銘柄 12,000千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式

当社は、非上場株式のみを保有しているため、記載を省略しております。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑧取締役の定数

当社の取締役の定数は3名以上とする旨、定款で定めております。

⑨取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩剰余金の配当（中間配当）の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定に従い剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫取締役及び監査役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、その能力を十分に發揮し、期待される役割を果たすことを目的とするものであります。

⑬非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と非業務執行取締役及び監査役との間で、法令が規定する額を最低責任限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。

⑭株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 最近事業年度の前事業年度 | | 最近事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
| 7,650 | — | 10,000 | — |

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、監査法人からの見積り提案をもとに、監査日数及び監査従事者の構成等を勘案して検討し、監査役会の同意を得た後に決定することとしております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、前事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）及び当事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第3四半期会計期間（平成28年1月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

| | |
|---------|-------|
| 資産基準 | 3.0% |
| 売上高基準 | －% |
| 利益基準 | △0.7% |
| 利益剰余金基準 | 0.4% |

- (2) 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

| | |
|---------|------|
| 資産基準 | 3.0% |
| 売上高基準 | －% |
| 利益基準 | 1.2% |
| 利益剰余金基準 | 0.8% |

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、社外の専門組織からの会計に関する情報の取得、会計監査人との日常的な連携等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成26年12月31日) | 当事業年度 (平成27年12月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流动資産 | | |
| 現金及び預金 | 787,685 | 660,733 |
| 売掛金 | 200,494 | ※ 170,512 |
| 商品及び製品 | 3,312 | 10,453 |
| 仕掛品 | 13,355 | 25,796 |
| 原材料 | 6,723 | 10,111 |
| 前払費用 | 3,860 | 5,946 |
| その他 | 14,156 | 8,976 |
| 流动資産合計 | 1,029,588 | 892,530 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 3,169 | 3,875 |
| 減価償却累計額 | △2,671 | △2,775 |
| 建物（純額） | 497 | 1,099 |
| 車両運搬具 | － | 3,212 |
| 減価償却累計額 | － | △267 |
| 車両運搬具（純額） | － | 2,945 |
| 工具、器具及び備品 | 9,056 | 14,737 |
| 減価償却累計額 | △6,510 | △9,418 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 2,545 | 5,319 |
| 建設仮勘定 | 605 | 113 |
| 有形固定資産合計 | 3,648 | 9,477 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 2,152 | 1,251 |
| 無形固定資産合計 | 2,152 | 1,251 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 10,200 | 359,290 |
| 投資有価証券 | － | 12,000 |
| 敷金 | 28,640 | 43,204 |
| 投資その他の資産合計 | 38,840 | 414,494 |
| 固定資産合計 | 44,641 | 425,223 |
| 資産合計 | 1,074,229 | 1,317,753 |
| 負債の部 | | |
| 流动負債 | | |
| 買掛金 | 54,853 | 25,542 |
| 未払金 | 12,713 | 12,510 |
| 未払費用 | 22,072 | 40,267 |
| 未払法人税等 | 4,339 | 747 |
| 未払消費税等 | 5,949 | － |
| 前受金 | 499 | － |
| 預り金 | 4,619 | 11,355 |
| 流动負債合計 | 105,046 | 90,423 |
| 負債合計 | 105,046 | 90,423 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成26年12月31日) | 当事業年度 (平成27年12月31日) |
|----------|------------------------|------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 387, 500 | 545, 795 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 697, 903 | 856, 198 |
| 資本剰余金合計 | 697, 903 | 856, 198 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | △116, 219 | △176, 068 |
| 利益剰余金合計 | △116, 219 | △176, 068 |
| 株主資本合計 | 969, 183 | 1, 225, 924 |
| 新株予約権 | - | 1, 405 |
| 純資産合計 | 969, 183 | 1, 227, 329 |
| 負債純資産合計 | 1, 074, 229 | 1, 317, 753 |

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成28年9月30日)

資産の部

流動資産

| | |
|--------|---------|
| 現金及び預金 | 411,133 |
| 売掛金 | 107,209 |
| 商品及び製品 | 14,491 |
| 仕掛品 | 22,628 |
| 原材料 | 68,554 |
| その他 | 22,408 |
| 流動資産合計 | 646,425 |

固定資産

| | |
|------------|---------|
| 有形固定資産 | 50,309 |
| 無形固定資産 | 960 |
| 投資その他の資産 | |
| 関係会社株式 | 506,490 |
| その他 | 80,104 |
| 投資その他の資産合計 | 586,594 |
| 固定資産合計 | 637,864 |

資産合計

負債の部

流動負債

| | |
|--------|---------|
| 買掛金 | 132,379 |
| 未払金 | 53,781 |
| 未払費用 | 31,983 |
| 未払法人税等 | 4,275 |
| 賞与引当金 | 23,316 |
| その他 | 9,227 |
| 流動負債合計 | 254,964 |

負債合計

純資産の部

株主資本

| | |
|--------|-----------|
| 資本金 | 545,795 |
| 資本剰余金 | 856,198 |
| 利益剰余金 | △374,072 |
| 株主資本合計 | 1,027,920 |

新株予約権

純資産合計

負債純資産合計

②【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 至 平成26年1月1日 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 至 平成27年1月1日 平成27年12月31日) |
|------------------------|---|---|
| 売上高 | 639,478 | ※1 709,756 |
| 売上原価 | | |
| 商品及び製品期首たな卸高 | 3,679 | 3,312 |
| 当期商品仕入高 | 96,664 | 32,681 |
| 当期製品製造原価 | 240,493 | 372,318 |
| 合計 | 340,838 | 408,312 |
| 商品及び製品期末たな卸高 | 3,312 | 10,453 |
| 売上原価 | 337,526 | ※5 397,858 |
| 売上総利益 | 301,952 | 311,897 |
| 販売費及び一般管理費 | ※2,※3 209,024 | ※2,※3 396,267 |
| 営業利益又は営業損失 (△) | 92,927 | △84,370 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 99 | 182 |
| 補助金収入 | — | 23,581 |
| 受取事務手数料 | ※1 1,400 | ※1 1,200 |
| 為替差益 | — | 1,890 |
| その他 | 192 | 2,528 |
| 営業外収益合計 | 1,692 | 29,383 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 740 | — |
| 株式交付費 | 1,435 | 1,055 |
| 株式公開関連費用 | — | 2,000 |
| 為替差損 | 160 | — |
| その他 | — | 19 |
| 営業外費用合計 | 2,335 | 3,074 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | 92,284 | △58,061 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | — | ※4 238 |
| 特別損失合計 | — | 238 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△) | 92,284 | △58,299 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,836 | 1,548 |
| 法人税等合計 | 8,836 | 1,548 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | 83,447 | △59,848 |

【製造原価明細書】

| | | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) | |
|-----------|------|---|--------|---|--------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(千円) | 構成比(%) | 金額(千円) | 構成比(%) |
| I 材料費 | | 137,087 | 42.7 | 322,578 | 55.0 |
| II 労務費 | | 113,819 | 35.4 | 185,159 | 31.6 |
| III 経費 | ※2 | 70,155 | 21.9 | 78,427 | 13.4 |
| 当期総製造費用 | | 321,062 | 100.0 | 586,165 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | | 1,747 | | 13,355 | |
| 合計 | | 322,809 | | 599,521 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | | 13,355 | | 25,796 | |
| 他勘定振替高 | ※3 | 68,960 | | 201,406 | |
| 当期製品製造原価 | | 240,493 | | 372,318 | |

(注) 1. 原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

2. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

| | | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|-------|--|---|---|
| 業務委託費 | | 18,909千円 | 22,481千円 |
| 賃借料 | | 16,055 | 29,321 |
| 旅費交通費 | | 13,325 | 10,134 |

3. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

| | | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|-------|--|---|---|
| 研究開発費 | | 68,960千円 | 201,406千円 |

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

当第3四半期累計期間
(自 平成28年1月1日
至 平成28年9月30日)

| | |
|--------------|----------|
| 売上高 | 652,745 |
| 売上原価 | 347,648 |
| 売上総利益 | 305,096 |
| 販売費及び一般管理費 | 406,970 |
| 営業損失(△) | △101,874 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 1,956 |
| 受取事務手数料 | 8,125 |
| 補助金収入 | 10,820 |
| 協賛金収入 | 6,042 |
| その他 | 122 |
| 営業外収益合計 | 27,066 |
| 営業外費用 | |
| 株式公開関連費用 | 1,000 |
| 営業外費用合計 | 1,000 |
| 経常損失(△) | △75,807 |
| 特別損失 | |
| 関係会社株式評価損 | 120,000 |
| 特別損失合計 | 120,000 |
| 税引前四半期純損失(△) | △195,807 |
| 法人税等 | 2,196 |
| 四半期純損失(△) | △198,004 |

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 | 純資産合計 | |
|---------|---------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|--|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 182,500 | 492,903 | 492,903 | △199,667 | △199,667 | 475,735 | 475,735 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 205,000 | 205,000 | 205,000 | — | — | 410,000 | 410,000 | |
| 当期純利益 | — | — | — | 83,447 | 83,447 | 83,447 | 83,447 | |
| 当期変動額合計 | 205,000 | 205,000 | 205,000 | 83,447 | 83,447 | 493,447 | 493,447 | |
| 当期末残高 | 387,500 | 697,903 | 697,903 | △116,219 | △116,219 | 969,183 | 969,183 | |

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | 株主資本合計 | 純資産合計 | |
|---------------------|---------|---------|---------|----------|----------|-----------|-----------|--|
| | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | その他利益剰余金 | | | |
| | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 387,500 | 697,903 | 697,903 | △116,219 | △116,219 | 969,183 | 969,183 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 158,295 | 158,295 | 158,295 | — | — | 316,590 | 316,590 | |
| 当期純損失（△） | — | — | — | △59,848 | △59,848 | △59,848 | △59,848 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | — | — | — | — | — | — | — | |
| 当期変動額合計 | 158,295 | 158,295 | 158,295 | △59,848 | △59,848 | 256,741 | 256,741 | |
| 当期末残高 | 545,795 | 856,198 | 856,198 | △176,068 | △176,068 | 1,225,924 | 1,225,924 | |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|-----------|
| 当期首残高 | — | 969,183 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | — | 316,590 |
| 当期純損失（△） | — | △59,848 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,405 | 1,405 |
| 当期変動額合計 | 1,405 | 258,146 |
| 当期末残高 | 1,405 | 1,227,329 |

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 至 平成26年1月1日 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 至 平成27年1月1日 平成27年12月31日) |
|-----------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△） | 92,284 | △58,299 |
| 減価償却費 | 3,178 | 5,463 |
| 役員賞与引当金の増減額（△は減少） | △9,000 | — |
| 受取利息及び受取配当金 | △99 | △182 |
| 支払利息 | 740 | — |
| 株式交付費 | 1,435 | 1,055 |
| 株式公開関連費用 | — | 2,000 |
| 固定資産売却損益（△は益） | — | 238 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | △54,262 | 29,981 |
| たな卸資産の増減額（△は増加） | △8,934 | △22,969 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | 23,748 | △29,310 |
| 未払金の増減額（△は減少） | 200 | △202 |
| 未払費用の増減額（△は減少） | 14,746 | 18,195 |
| その他 | △19,333 | 2,660 |
| 小計 | 44,704 | △51,370 |
| 利息及び配当金の受取額 | 99 | 182 |
| 利息の支払額 | △234 | — |
| 法人税等の支払額 | △21,946 | △4,451 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 22,621 | △55,639 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △3,764 | △10,954 |
| 有形固定資産の売却による収入 | — | 324 |
| 無形固定資産の売却による収入 | 4,900 | — |
| 関係会社株式の取得による支出 | — | △349,090 |
| 投資有価証券の取得による支出 | — | △12,000 |
| 敷金の差入による支出 | △9,624 | △14,674 |
| その他 | 10 | 110 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △8,478 | △386,284 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金の返済による支出 | △54,273 | — |
| 株式の発行による収入 | 408,565 | 315,534 |
| 株式公開関連費用の支出 | — | △2,000 |
| 新株予約権の発行による収入 | — | 1,405 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 354,292 | 314,940 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 168 | 31 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 368,604 | △126,952 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 419,081 | 787,685 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※ 787,685 | ※ 660,733 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理によっております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理によっております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (平成26年12月31日) | 当事業年度 (平成27年12月31日) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 売掛金 | 一千円 | 120,960千円 |

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 関係会社への売上高 | 一千円 | 237,305千円 |
| 受取事務手数料 | 1,200 | 1,200 |

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度91%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|-------|---|---|
| 役員報酬 | 25,947千円 | 40,824千円 |
| 給料手当 | 29,469 | 58,588 |
| 雑給 | 3,705 | 764 |
| 旅費交通費 | 5,188 | 5,141 |
| 研究開発費 | 68,960 | 201,406 |
| 地代家賃 | 12,323 | 11,718 |
| 支払報酬 | 19,709 | 13,095 |
| 減価償却費 | 333 | 1,090 |

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

| | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|--|---|---|
| | 68,960千円 | 201,406千円 |

※4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|-------|---|---|
| 車両運搬具 | 一千円 | 238千円 |

※5 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

| | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|--|---|---|
| | 一千円 | 16,159千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末株式数（株） |
|------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 5,000 | — | — | 5,000 |
| A種優先株式 | 1,100 | — | — | 1,100 |
| B種優先株式 | 3,002 | — | — | 3,002 |
| C種優先株式 | 4,500 | — | — | 4,500 |
| D種優先株式 (注) | — | 3,280 | — | 3,280 |
| 合計 | 13,602 | 3,280 | — | 16,882 |

(注) D種優先株式の発行済株式の増加3,280株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末株式数（株） |
|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 1、2 | 5,000 | 38,787,000 | — | 38,792,000 |
| A種優先株式 (注) 3 | 1,100 | — | 1,100 | — |
| B種優先株式 (注) 4 | 3,002 | — | 3,002 | — |
| C種優先株式 (注) 5 | 4,500 | — | 4,500 | — |
| D種優先株式 (注) 6 | 3,280 | — | 3,280 | — |
| 合計 | 16,882 | 38,787,000 | 11,882 | 38,792,000 |

(注) 1. 当社は、平成27年11月30日付で1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式数の増加38,787,000株は、第三者割当による新株の発行による増加1,005株、ストックオプションの行使による増加1,509株、A種優先株式の普通株式への転換による増加1,100株、B種優先株式の普通株式への転換による増加3,002株、C種優先株式の普通株式への転換による増加4,500株、D種優先株式の普通株式への転換による増加3,280株、1株を2,000株とする株式分割による増加38,772,604株であります。

3. A種優先株式の発行済株式総数の減少1,100株は、普通株式への転換による減少であります。

4. B種優先株式の発行済株式総数の減少3,002株は、普通株式への転換による減少であります。

5. C種優先株式の発行済株式総数の減少4,500株は、普通株式への転換による減少であります。

6. D種優先株式の発行済株式総数の減少3,280株は、普通株式への転換による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|------|---------------------|------------------|--------------------|---------|---------|--------|--------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | — | — | — | — | — | 1,405 |
| | 合計 | — | — | — | — | — | 1,405 |

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|-----------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 787,685千円 | 660,733千円 |
| 現金及び現金同等物 | 787,685 | 660,733 |

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の所要資金として運転資金及び設備投資資金がありますが、自己資金を充当するとともに、必要に応じて銀行借入による調達を行うこととしております。また、資金運用を行う際は、短期の定期預金等安全且つ流動性の高いもののみで行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等はそのほとんどが2か月以内の支払期日であります。また、買掛金の一部は海外取引先からの仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権は、取引先ごとの支払期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生の未然防止に努めています。

②市場リスク(為替の変動リスク)

外貨建ての営業債務にかかる為替の変動リスクを抑制するために、支払期日前の支払いを行う場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 787,685 | 787,685 | — |
| (2) 売掛金 | 200,494 | 200,494 | — |
| 資産計 | 988,180 | 988,180 | — |
| (1) 買掛金 | 54,853 | 54,853 | — |
| (2) 未払金 | 12,713 | 12,713 | — |
| (3) 未払法人税等 | 4,339 | 4,339 | — |
| 負債計 | 71,905 | 71,905 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 当事業年度 (平成26年12月31日) |
|--------|------------------------|
| 関係会社株式 | 10,200 |

関係会社株式については、市場価格が無く、時価を把握することが困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 787,685 | — | — | — |
| 売掛金 | 200,494 | — | — | — |
| 合計 | 988,180 | — | — | — |

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の所要資金として運転資金及び設備投資資金がありますが、自己資金を充当するとともに、必要に応じて銀行借入による調達を行うこととしております。また、資金運用を行う際は、短期の定期預金等安全且つ流動性の高いもののみで行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等はそのほとんどが2か月以内の支払期日であります。また、買掛金の一部は海外取引先からの仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は、取引先ごとの支払期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生の未然防止に努めております。

②市場リスク（為替の変動リスク）

外貨建ての営業債務にかかる為替の変動リスクを抑制するために、支払期日前の支払いを行う場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 660,733 | 660,733 | — |
| (2) 売掛金 | 170,512 | 170,512 | — |
| 資産計 | 831,246 | 831,246 | — |
| (1) 買掛金 | 25,542 | 25,542 | — |
| (2) 未払金 | 12,510 | 12,510 | — |
| (3) 未払法人税等 | 747 | 747 | — |
| 負債計 | 38,800 | 38,800 | — |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

| 区分 | 当事業年度 (平成27年12月31日) |
|--------|------------------------|
| 関係会社株式 | 359,290 |
| 投資有価証券 | 12,000 |

関係会社株式及び投資有価証券については、市場価格が無く、時価を把握することが困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 660,733 | — | — | — |
| 売掛金 | 170,512 | — | — | — |
| 合計 | 831,246 | — | — | — |

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式10,200千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年12月31日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式333,790千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額は12,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 平成25年ストック・オプション（第3回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第4回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第5回新株予約権） |
|------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役3名 | 当社従業員15名 | 当社従業員2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式1,900株 | 普通株式91株 | 普通株式9株 |
| 付与日 | 平成25年9月26日 | 平成25年9月26日 | 平成25年12月2日 |
| 権利確定条件 | 付与日以降、権利確定日（平成27年9月25日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 | 付与日以降、権利確定日（平成27年9月25日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 | 付与日以降、権利確定日（平成27年12月1日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成27年9月26日 至 平成30年9月25日 | 自 平成27年9月26日 至 平成30年9月25日 | 自 平成27年12月2日 至 平成30年12月1日 |

| | 平成26年ストック・オプション（第6回新株予約権） | 平成26年ストック・オプション（第7回新株予約権） |
|------------------------|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役4名 | 当社従業員28名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式1,064株 | 普通株式100株 |
| 付与日 | 平成26年11月26日 | 平成26年11月26日 |
| 権利確定条件 | 付与日以降、権利確定日（平成28年11月25日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 | 付与日以降、権利確定日（平成28年11月25日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成28年11月26日 至 平成36年11月12日 | 自 平成28年11月26日 至 平成36年11月12日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 平成25年ストック・オプション（第3回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第4回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第5回新株予約権） |
|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 1,900 | 91 | 9 |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | 12 | 1 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | 1,900 | 79 | 8 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — |

| | 平成26年ストック・オプション（第6回新株予約権） | 平成26年ストック・オプション（第7回新株予約権） |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 付与 | 1,064 | 100 |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | 1,064 | 100 |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | — | — |

② 単価情報

| | 平成25年ストック・オプション（第3回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第4回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第5回新株予約権） |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格（円） | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 行使時平均株価（円） | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — | — |

| | 平成26年ストック・オプション（第6回新株予約権） | 平成26年ストック・オプション（第7回新株予約権） |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格（円） | 125,000 | 125,000 |
| 行使時平均株価（円） | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を本源的価値により算出しております。当社株式の評価方法は、時価純資産方式及びDCF方式の両評価併用方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度に権利行使された本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 平成25年ストック・オプション（第3回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第4回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第5回新株予約権） |
|------------------------|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役3名 | 当社従業員15名 | 当社従業員2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式3,800,000株 | 普通株式182,000株 | 普通株式18,000株 |
| 付与日 | 平成25年9月26日 | 平成25年9月26日 | 平成25年12月2日 |
| 権利確定条件 | 付与日以降、権利確定日（平成27年9月25日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 | 付与日以降、権利確定日（平成27年9月25日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 | 付与日以降、権利確定日（平成27年12月1日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成27年9月26日 至 平成30年9月25日 | 自 平成27年9月26日 至 平成30年9月25日 | 自 平成27年12月2日 至 平成30年12月1日 |

| | 平成26年ストック・オプション（第6回新株予約権） | 平成26年ストック・オプション（第7回新株予約権） | 平成27年ストック・オプション（第8回新株予約権） |
|------------------------|--|--|--------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役4名 | 当社従業員28名 | 当社取締役1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式2,128,000株 | 普通株式200,000株 | 普通株式1,222,000株 |
| 付与日 | 平成26年11月26日 | 平成26年11月26日 | 平成27年8月21日 |
| 権利確定条件 | 付与日以降、権利確定日（平成28年11月25日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 | 付与日以降、権利確定日（平成28年11月25日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 | 権利行使時において、役員、使用人若しくは契約関係にあること。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成28年11月26日 至 平成36年11月12日 | 自 平成28年11月26日 至 平成36年11月12日 | 自 平成27年8月21日 至 平成37年8月20日 |

| | | |
|------------------------|---|---|
| | 平成27年ストック・オプション（第9回新株予約権） | 平成27年ストック・オプション（第10回新株予約権） |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役3名 | 当社従業員39名 社外協力者1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式210,000株 | 普通株式258,000株 |
| 付与日 | 平成27年8月21日 | 平成27年8月21日 |
| 権利確定条件 | 付与日以降、権利確定日（平成29年8月20日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 | 付与日以降、権利確定日（平成29年8月20日）まで継続して役員、使用人若しくは契約関係にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成29年8月21日 至 平成37年8月20日 | 自 平成29年8月21日 至 平成37年8月20日 |

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年11月30日付株式分割（1株につき2,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 平成25年ストック・オプション（第3回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第4回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第5回新株予約権） |
|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 3,800,000 | 158,000 | 16,000 |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 権利確定 | 3,800,000 | — | — |
| 未確定残 | — | 158,000 | 16,000 |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | 3,800,000 | — | — |
| 権利行使 | 3,018,000 | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | 782,000 | — | — |

| | 平成26年ストック・オプション（第6回新株予約権） | 平成26年ストック・オプション（第7回新株予約権） | 平成27年ストック・オプション（第8回新株予約権） |
|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 権利確定前 (株) | | | |
| 前事業年度末 | 2,128,000 | 200,000 | — |
| 付与 | — | — | 1,222,000 |
| 失効 | — | 24,000 | — |
| 権利確定 | — | — | 1,222,000 |
| 未確定残 | 2,128,000 | 176,000 | — |
| 権利確定後 (株) | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | 1,222,000 |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | 1,222,000 |

| | 平成27年ストック・オプション（第9回新株予約権） | 平成27年ストック・オプション（第10回新株予約権） |
|-----------|---------------------------|----------------------------|
| 権利確定前 (株) | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 付与 | 210,000 | 258,000 |
| 失効 | — | 18,000 |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | 210,000 | 240,000 |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | — | — |

(注) 平成27年11月30日付株式分割（1株につき2,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

| | 平成25年ストック・オプション（第3回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第4回新株予約権） | 平成25年ストック・オプション（第5回新株予約権） |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格（円） | 5 | 5 | 5 |
| 行使時平均株価（円） | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — | — |

| | 平成26年ストック・オプション（第6回新株予約権） | 平成26年ストック・オプション（第7回新株予約権） | 平成27年ストック・オプション（第8回新株予約権） |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 権利行使価格（円） | 63 | 63 | 150 |
| 行使時平均株価（円） | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — | — |

| | 平成27年ストック・オプション（第9回新株予約権） | 平成27年ストック・オプション（第10回新株予約権） |
|-------------------|---------------------------|----------------------------|
| 権利行使価格（円） | 150 | 150 |
| 行使時平均株価（円） | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — |

(注) 平成27年11月30日付株式分割（1株につき2,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を本源的価値により算出しております。当社株式の評価方法は、時価純資産方式及びDCF方式の両評価併用方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度に権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 前事業年度 (平成26年12月31日) | |
|------------------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 1,207千円 |
| 未払賃借料 | 1,456 |
| 未払賞与 | 1,229 |
| 繰越欠損金 | 52,262 |
| その他 | 609 |
| 繰延税金資産計 | 56,765 |
| 評価性引当額 | △56,765 |
| 繰延税金資産合計 | — |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| 前事業年度 (平成26年12月31日) | |
|------------------------|-------|
| 法定実効税率 | 38.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2 |
| 住民税均等割 | 1.0 |
| 税額控除 | △2.3 |
| 評価性引当額の増減 | △27.5 |
| その他 | 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 9.6 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、38.0%から35.6%になります。

なお、この税率変更による影響額はありません。

当事業年度（平成27年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 当事業年度 (平成27年12月31日) | |
|------------------------|---------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 499千円 |
| 未払賃借料 | 2,285 |
| たな卸資産 | 5,348 |
| 繰越欠損金 | 66,629 |
| その他 | 352 |
| 繰延税金資産計 | 75,115 |
| 評価性引当額 | △75,115 |
| 繰延税金資産合計 | — |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

なお、この税率変更による影響額はありません。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

| | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
|-----------------------|---|
| 関連会社に対する投資の金額 | 333,790千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 237,179 |
| 持分法を適用した場合の投資損失の金額（△） | △96,610 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社は、自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社は、自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | 売上高 |
|-----------|--------|
| パルス電子株式会社 | 96,180 |

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | 売上高 |
|--------------|---------|
| ロボットタクシー株式会社 | 234,000 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------|--------|--------------|-----------|-------------------|-------------------------|---------------|----------|------|----------|
| 子会社 | 株式会社カートモ | 東京都文京区 | 20,000 | テレマティクス事業 | (所有)直接 51.0 | 外注業務の委託、事務管理業務の受託、役員の兼任 | 事務管理業務の受託(注)2 | 1,200 | 未収入金 | 1,287 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

事務管理業務の取引条件については、類似の第三者との取引を勘案し、折衝のうえ決定しております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|--------------|--------|--------------|--|-------------------|---|-----------------|----------|-----|----------|
| 関連会社 | ロボットタクシー株式会社 | 東京都江東区 | 350,000 | 自動運転技術を活用した旅客運送事業の実現に向けた研究・開発及びソリューション・コンサルティングの提供 | (所有)直接 33.4 | 当社製品の販売及び技術開発支援サービスの提供等 役員の兼任、従業員の出向 | ロボットタクシーの販売(注)2 | 150,000 | 売掛金 | 108,000 |
| | | | | | | | 自動運転サービスの提供(注)2 | 84,000 | 売掛金 | 12,960 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

同社との協議により取引条件を決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|---------------------|-----|--------------|-----------|-------------------|-----------|-------------|----------|----|----------|
| 役員 | 谷口 恒 (戸籍名: 谷口 恒) | — | — | 当社代表取締役社長 | (所有)直接 15.6 | 新株予約権の行使 | 新株予約権の行使(注) | 12,000 | — | — |

(注) 新株予約権の内容については、株主総会及び取締役会決議により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はロボットタクシー株式会社及びエアロセンス株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | ロボットタクシー 株式会社 | エアロセンス 株式会社 |
|------------|------------------|----------------|
| | 当事業年度 | 当事業年度 |
| 流動資産合計 | 517,076 | 197,040 |
| 固定資産合計 | 161,943 | 5,288 |
| 流動負債合計 | 131,640 | 27,944 |
| 固定負債合計 | — | — |
| 純資産合計 | 547,379 | 174,383 |
| 売上高 | — | 4,141 |
| 税引前当期純損失金額 | 152,620 | 25,616 |
| 当期純損失金額 | 152,837 | 25,751 |

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

| | |
|---------------|---|
| | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) |
| 1 株当たり純資産額 | △47.42円 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 8.34円 |
| 潜在株式調整後 | |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 2.61円 |

(注) 1. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|--|
| | 前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日) |
| 1 株当たり当期純利益金額 | |
| 当期純利益金額（千円） | 83,447 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | — |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 83,447 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 10,000,000 |
| | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | |
| 当期純利益調整額 | — |
| 普通株式増加数（株） | 21,966,739 |
| (うちA種優先株式) | (2,200,000) |
| (うちB種優先株式) | (6,004,000) |
| (うちC種優先株式) | (9,000,000) |
| (うちD種優先株式) | (4,762,739) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権5種類 (新株予約権の数3,151個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

| | |
|-----------------|---|
| | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
| 1株当たり純資産額 | 31.60円 |
| 1株当たり当期純損失金額（△） | △3.51円 |

- (注) 1. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できなかったため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|--|
| | 当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日) |
| 当期純損失金額（△）（千円） | △59,848 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | — |
| 普通株式に係る当期純損失金額（△） (千円) | △59,848 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 17,061,736 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなか った潜在株式の概要 | 新株予約権8種類 (新株予約権の数2,466個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1株式等の状 況、(2)新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（子会社の設立）

当社は、平成26年12月16日の取締役会に基づき、平成27年1月16日に株式会社ハーツユナイテッドグループと合弁会社を設立致しました。

（1）設立の目的

当社が保有する自動車の自動運転技術、センサシステムの知見及び同社が保有する豊富なテスト人材、検証ノウハウを組み合わせることで、「自動車業界向けのデバッグ及びデータ収集等実験代行に関する事業」を共同展開することを目的とし、合弁会社を設立することと致しました。

（2）合弁会社の概要

a. 会社の名称

株式会社Z E G

b. 事業内容

自動車業界向けのデバッグ及びデータ収集等実験代行に関する事業

c. 資本金

30百万円

d. 出資比率

| | |
|----|-------|
| 当社 | 51.0% |
|----|-------|

| | |
|-------------------|-------|
| 株式会社ハーツユナイテッドグループ | 49.0% |
|-------------------|-------|

（第三者割当増資）

当社は、平成27年2月9日開催の当社臨時株主総会及び普通種類株主総会において、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議し、平成27年2月12日に払込みが完了しました。

（1）発行する株式の種類及び数

普通株式 1,005株

（2）発行価額

1株につき300,000円

（3）発行価額の総額

301,500,000円

（4）資本組入額の総額

150,750,000円

（5）募集又は割当の方法

第三者割当の方法による

（6）払込期日

平成27年2月12日

（7）割当先及び割当株数

| | |
|-------------|--------|
| 株式会社小松製作所ほか | 1,005株 |
|-------------|--------|

（8）資金の使途

運転資金

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を第1四半期会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期会計期間の四半期財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第3四半期累計期間において、四半期財務諸表に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告 第32号 平成28年6月17日）を第2四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期累計期間において、四半期財務諸表に与える影響額はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」

（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日付で国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度においては30.9%に、平成31年1月1日以後に開始する事業年度においては30.6%に変更しております。なお、この税率変更による影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 平成28年1月1日
至 平成28年9月30日)

| | |
|-------|----------|
| 減価償却費 | 30,893千円 |
|-------|----------|

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期会計期間
(平成28年9月30日)

| | |
|-----------------------|------------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 480,990千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 374,755 |
| <hr/> | |
| 持分法を適用した場合の投資損失の金額(△) | △129,623千円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当社は、自律移動ロボットテクノロジー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| | 当第3四半期累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日) |
| 1株当たり四半期純損失金額(△) | △5.04円 |
| (算定上の基礎) | |
| 四半期純損失金額(△) (千円) | △195,431 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る四半期純損失金額(△) (千円) | △195,431 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 38,792,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | — |

(注) 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できなかったため、また、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 3,169 | 706 | — | 3,875 | 2,775 | 104 | 1,099 |
| 車両運搬具 | — | 4,177 | 965 | 3,212 | 267 | 669 | 2,945 |
| 工具、器具及び備品 | 9,056 | 6,563 | 882 | 14,737 | 9,418 | 3,789 | 5,319 |
| 建設仮勘定 | 605 | 113 | 605 | 113 | — | — | 113 |
| 有形固定資産計 | 12,830 | 11,560 | 2,452 | 21,938 | 12,460 | 4,562 | 9,477 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 5,795 | — | 3,250 | 2,545 | 1,293 | 901 | 1,251 |
| 無形固定資産計 | 5,795 | — | 3,250 | 2,545 | 1,293 | 901 | 1,251 |

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(増加分)

車両運搬具：自社販促用車両 3,212千円

工具、器具及び備品：従業員用PC 5,915千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 89 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 659,350 |
| 外貨預金 | 1,292 |
| 小計 | 660,643 |
| 合計 | 660,733 |

ロ. 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------|---------|
| ロボットタクシー株式会社 | 120,960 |
| 株式会社豊田中央研究所 | 19,114 |
| 株式会社ルネサスイーストン | 7,560 |
| 株式会社IHI | 5,400 |
| 株式会社豊通エレクトロニクス | 3,192 |
| その他 | 14,285 |
| 合計 | 170,512 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高 (千円) (A) | 当期発生高 (千円) (B) | 当期回収高 (千円) (C) | 当期末残高 (千円) (D) | 回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | 滞留期間(日) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------------|
| | | | | | $\frac{(A) + (D)}{2}$ |
| 200,494 | 685,161 | 715,143 | 170,512 | 80.7 | 99 |

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品及び製品

| 区分 | 金額 (千円) |
|------|---------|
| 商品 | |
| 書籍 | 1,667 |
| 仕入商品 | 4,634 |
| 小計 | 6,302 |
| 製品 | |
| 計測機器 | 4,151 |
| 小計 | 4,151 |
| 合計 | 10,453 |

二. 仕掛品

| 品目 | 金額 (千円) |
|---------|---------|
| 自動運転車両等 | 25,796 |
| 合計 | 25,796 |

ホ. 原材料

| 区分 | 金額 (千円) |
|------|---------|
| 原材料 | |
| 機械部品 | 4,322 |
| 電子部品 | 4,734 |
| その他 | 1,053 |
| 合計 | 10,111 |

② 固定資産

イ. 関係会社株式

| 区分 | 金額 (千円) |
|--------------|---------|
| 株式会社カートモ | 10,200 |
| 株式会社ZEG | 15,300 |
| ロボットタクシー株式会社 | 233,800 |
| エアロセンス株式会社 | 99,990 |
| 合計 | 359,290 |

③ 流動負債

イ. 買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------|--------|
| 株式会社カートモ | 6,267 |
| 株式会社ZEG | 3,335 |
| コーンズテクノロジー株式会社 | 3,283 |
| 浜田電機株式会社 | 2,233 |
| 株式会社エー・ディ・ティ | 1,449 |
| その他 | 8,973 |
| 合計 | 25,542 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 毎年1月1日から12月31日まで |
| 定時株主総会 | 事業年度末から3か月以内 |
| 基準日 | 毎事業年度末日 |
| 株券の種類 | — |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年6月30日 毎年12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え | |
| 取扱場所 | — |
| 株主名簿管理人 | — |
| 取次所 | — |
| 名義書換手数料 | — |
| 新券交付手数料 | — |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1 |
| 買取手数料 | 無料（注）2 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告は、電子公告により行います。 http://www.zmp.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有しておりますので、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|------------|---|------------------|-------------------------|--|-------------------|-------------------------|------------|-------------------------|----------------|
| 平成26年3月4日 | ジャパン・アジア・リーダーズ1号投資事業有限責任組合 清算人 フィデル・パートナーズ株式会社 代表取締役 菊池裕二 | 東京都世田谷区深沢二丁目3番4号 | — | 日本再興成長戦略第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フィデル・パートナーズ株式会社 代表取締役 菊池裕二 | 東京都世田谷区尾山台三丁目9番5号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4 | B種優先株式 270 | 40,500,000(150,000)(注)5 | ファンドの満期到来による |
| 平成26年3月4日 | 有限会社ケイ・アイ・シー 代表取締役 息栖 邦夫 | 東京都杉並区浜田山二丁目9番2号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)6 | 日本再興成長戦略第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フィデル・パートナーズ株式会社 代表取締役 菊池裕二 | 東京都世田谷区尾山台三丁目9番5号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)4 | 普通株式 600 | 90,000,000(150,000)(注)5 | 移動前所有者の売却意向による |
| 平成27年7月13日 | 比嘉 勝孝 | 千葉県流山市 | — | 出川 章理 (注)7 | 東京都中央区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 231 | 69,300,000(300,000)(注)5 | 移動前所有者の売却意向による |
| 平成27年7月13日 | 比嘉 勝孝 | 千葉県流山市 | — | 今西 暢子 | 東京都江東区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 23 | 6,900,000(300,000)(注)5 | 移動前所有者の売却意向による |
| 平成27年7月13日 | 比嘉 勝孝 | 千葉県流山市 | — | 西村 明浩 | 東京都文京区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 20 | 6,000,000(300,000)(注)5 | 移動前所有者の売却意向による |
| 平成27年7月13日 | 比嘉 勝孝 | 千葉県流山市 | — | 三原 寛司 (注)9 | 東京都武藏野市 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 10 | 3,000,000(300,000)(注)5 | 移動前所有者の売却意向による |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|---------------|-----------|------------------|--|-------------------|-------------------------------|-----------|------------------------|-----------------|
| 平成27年7月13日 | 比嘉 勝孝 | 千葉県流山市 | — | 今西 賀子 | 東京都江東区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | A種優先株式7 | 2,100,000(300,000)(注)5 | 移動前所有者の売却意向による |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 谷口 恒 (戸籍名: 谷口 恒) | 東京都中央区 | 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) | 普通株式1,200 | 12,000,000(10,000)(注)8 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 今西 賀子 | 東京都江東区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式157 | 1,570,000(10,000)(注)8 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 西村 明浩 | 東京都文京区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式152 | 1,520,000(10,000)(注)8 | 新株予約権の権利行使 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 谷口 恒 (戸籍名: 谷口 恒) | 東京都中央区 | 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) | 普通株式310 | — | A種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式281 | — | A種優先株式の普通株式への転換 |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|---------------|-----------|------------------|---|---------------------------|-------------------------------|----------|-----------|-----------------|
| 平成27年10月21日 | — | — | — | ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 170 | — | A種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 今西 暢子 | 東京都江東区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 57 | — | A種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 谷口 恒 (戸籍名: 谷口 恵恒) | 東京都中央区 | 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) | 普通株式 100 | — | B種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 先端技術産業創造投資事業有限責任組合 無限責任組合員イノベーション・エンジン株式会社 代表取締役 佐野 瞳典 | 東京都港区芝二丁目3番12号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 500 | — | B種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | FVCグロース二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 今庄 啓二 | 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗町659番地 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 200 | — | B種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 659 | — | B種優先株式の普通株式への転換 |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|---------------|-----------|------------------|---|---------------------------|-------------------------------|---------------|-----------|-----------------|
| 平成27年10月21日 | — | — | — | ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合 無限責任組合員株式会社 ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 393 | — | B種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 日本再興成長戦略第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フィデル・パートナーズ株式会社 代表取締役 菊池裕二 | 東京都世田谷区尾山台三丁目9番5号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 270 | — | B種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 谷口 恒 (戸籍名: 谷口 恵恒) | 東京都中央区 | 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名) | 普通株式 900 | — | C種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 先端技術産業創造投資事業有限責任組合 無限責任組合員 イノベーション・エンジン株式会社 代表取締役 佐野 瞳典 | 東京都港区芝二丁目3番12号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 2,300 | — | C種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | FVCグロース二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 今庄 啓二 | 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗町659番地 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 1,000 | — | C種優先株式の普通株式への転換 |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|----------------|-----------|------------------|--|--|---------------------|-------------|------------------------------|-----------------|
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 西村 明浩 | 東京都文京区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 300 | — | C種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | Intel Capital Corporation 代表者 Arvind Sodhani | M/S RN6-46 2200 MISSION COLLEGE BLVD. SANTA CLARA, CA 95052 U. S. A. | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 普通株式 3,200 | — | D種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 今西 暢子 | 東京都江東区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 20 | — | D種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 西村 明浩 | 東京都文京区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 20 | — | D種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成27年10月21日 | — | — | — | 三原 寛司 (注) 9 | 東京都武藏野市 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 40 | — | D種優先株式の普通株式への転換 |
| 平成28年5月20日 | 三原 寛司 (注) 9 | 東京都武藏野市 | — | 乙部 一郎 (注) 10 | 東京都渋谷区 | 特別利害関係者等(当社子会社の取締役) | 普通株式 46,800 | 7,020,000 (150) (注) 11 | 移動前所有者の売却意向による |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|------------|----------------|-----------|------------------|---------------|-----------|------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| 平成28年5月20日 | 三原 寛司 (注) 9 | 東京都武蔵野市 | — | 安武 弘晃 | 東京都目黒区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 13,300 | 1,995,000 (150) (注) 11 | 移動前所有者の売却意向による |
| 平成28年5月20日 | 三原 寛司 (注) 9 | 東京都武蔵野市 | — | 染宮 秀樹 | 東京都新宿区 | 特別利害関係者等(当社の取締役) | 普通株式 13,300 | 1,995,000 (150) (注) 11 | 移動前所有者の売却意向による |

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 日本再興成長戦略第1号投資事業有限責任組合は、当該移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
5. 移動価格は、直近の第三者割当増資の価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 有限会社ケイ・アイ・シーは当該移動後、特別利害関係者等に該当しなくなっております。
7. 出川章理氏は、平成27年11月30日の臨時株主総会終結の時をもって任期満了により当社取締役を退任しております。
8. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
9. 三原寛司氏は、平成28年3月28日の定時株主総会終結の時をもって当社取締役を退任しております。
10. 乙部一郎は、平成28年5月24日開催の臨時株主総会において、当社取締役に選任され、就任しております。
11. 移動価格は、ディスクонтキャッシュフロー法に基づく株価算定書をもとに、当事者間で協議の上決定した価格であります。
12. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、記載内容は、平成27年11月29日以前の移動については分割前の内容を、平成27年11月30日以後の移動については当該分割後の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 株式(1) | 株式(2) |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 発行年月日 | 平成26年4月11日 | 平成27年2月12日 |
| 種類 | D種優先株式 | 普通株式 |
| 発行数 | 3,280株 | 1,005株 |
| 発行価格 | 125,000円 (注) 5 | 300,000円 (注) 5 |
| 資本組入額 | 62,500円 | 150,000円 |
| 発行価額の総額 | 410,000,000円 | 301,500,000円 |
| 資本組入額の総額 | 205,000,000円 | 150,750,000円 |
| 発行方法 | 有償第三者割当 | 有償第三者割当 |
| 保有期間等に関する確約 | — | (注) 2 |

| 項目 | 新株予約権(1) | 新株予約権(2) |
|-------------|---|---|
| 発行年月日 | 平成26年11月26日 | 平成26年11月26日 |
| 種類 | 第6回新株予約権 (ストックオプション) | 第7回新株予約権 (ストックオプション) |
| 発行数 | 普通株式 1,064株 | 普通株式 100株 |
| 発行価格 | 125,000円 (注) 5 | 125,000円 (注) 5 |
| 資本組入額 | 62,500円 | 62,500円 |
| 発行価額の総額 | 133,000,000円 | 12,500,000円 |
| 資本組入額の総額 | 66,500,000円 | 6,250,000円 |
| 発行方法 | 平成26年11月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。 | 平成26年11月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | — | — |

| 項目 | 新株予約権(3) | 新株予約権(4) |
|-------------|--|--|
| 発行年月日 | 平成27年8月21日 | 平成27年8月21日 |
| 種類 | 第8回新株予約権 (ストックオプション) | 第9回新株予約権 (ストックオプション) |
| 発行数 | 普通株式 611株 | 普通株式 105株 |
| 発行価格 | 302,300円 (注) 6 | 300,000円 (注) 5 |
| 資本組入額 | 151,150円 | 150,000円 |
| 発行価額の総額 | 184,705,300円 | 31,500,000円 |
| 資本組入額の総額 | 92,352,650円 | 15,750,000円 |
| 発行方法 | 平成27年8月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 | 平成27年8月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 3 | (注) 3 |

| 項目 | 新株予約権(5) |
|-------------|--|
| 発行年月日 | 平成27年8月21日 |
| 種類 | 第10回新株予約権 (ストックオプション) |
| 発行数 | 普通株式 129株 |
| 発行価格 | 300,000円 (注) 5 |
| 資本組入額 | 150,000円 |
| 発行価額の総額 | 38,700,000円 |
| 資本組入額の総額 | 19,350,000円 |
| 発行方法 | 平成27年8月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注) 3, 4 |

(注) 1. 第三者割当等による募集株式等の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引

所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当（募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当を含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成27年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、報酬として割当を受けた新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を原則として、割当を受けた日から上場日以降6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以降1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以降1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
5. 発行価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）及び純資産簿価方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 発行価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）及び純資産簿価方式により算出した価格を総合的に勘案して決定した価格に、モンテカルロ・シミュレーション方式により算定された権利価格を加算して決定しております。
7. 平成27年10月13日開催の取締役会において、当社が発行するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて取得条項を行使することを決議し、同月21日付にて普通株式へ転換しました。また、平成27年10月21日開催の取締役会において、取得した全ての自己株式（A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式）について、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で実施致しました。

8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

| | 新株予約権(1) | 新株予約権(2) | 新株予約権(3) |
|----------------|--|--|--|
| 行使時の払込金額 | 125,000円 | 125,000円 | 300,000円 |
| 行使請求期間 | 平成28年11月26日から 平成36年11月12日まで | 平成28年11月26日から 平成36年11月12日まで | 平成27年8月21日から 平成37年8月20日まで |
| 行使の条件 | 「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 | 「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 | 「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることは できないものとする。 | 第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることは できないものとする。 | 第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることは できないものとする。 |

| | 新株予約権(4) | 新株予約権(5) |
|----------------|--|--|
| 行使時の払込金額 | 300,000円 | 300,000円 |
| 行使請求期間 | 平成29年8月21日から 平成37年8月20日まで | 平成29年8月21日から 平成37年8月20日まで |
| 行使の条件 | 「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 | 「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることは できないものとする。 | 第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をすることは できないものとする。 |

9. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記は株式分割前の内容を記載しております。
10. 新株予約権(1)については、退職等により付与対象者1名50株分の権利が喪失しております。
11. 新株予約権(2)については、退職等により付与対象者11名40株分の権利が喪失しております。
12. 新株予約権(4)については、退職等により付与対象者1名35株分の権利が喪失しております。
13. 新株予約権(5)については、退職等により付与対象者13名40株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式 (1)

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|---|--|----------------|-----------------|--------------------------|---------------------------------|
| Intel Capital Corporation 代表者 Arvind Sodhani 資本金 10ドル | The Corporation Trust Company Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A. | 投資会社 | D種優先株式 3,200 | 400,000,000 (125,000) | 特別利害関係者等 (大株主上位10名) (注) 1 |
| 三原 寛司 | 東京都武蔵野市 | 会社員 | D種優先株式 40 | 5,000,000 (125,000) | 当社の従業員 (注) 2 |
| 今西 暁子 | 東京都江東区 | 会社役員 | D種優先株式 20 | 2,500,000 (125,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 西村 明浩 | 東京都文京区 | 会社役員 | D種優先株式 20 | 2,500,000 (125,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |

- (注) 1. Intel Capital Corporationは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
2. 三原寛司は、平成26年10月24日開催の臨時株主総会において、当社取締役に選任され、就任しております。
また、平成28年3月28日付で当社取締役を退任しております。
3. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記の割当株数及び価格（単価）は株式分割前の内容を記載しております。

株式 (2)

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|---|--|------------------------|-------------|--------------------------|---|
| 株式会社小松製作所 代表取締役社長（兼）CEO 大橋徹二 資本金 67,870百万円 | 東京都港区赤坂二丁目 3番6号 | 建設・鉱山 機械の製 造・販売等 | 普通株式 666 | 199,800,000 (300,000) | 提携先、特別利害関 係者等（大株主上位 10名） (注) 1 |
| ソニー株式会社 代表執行役 平井一夫 資本金 646,654百万円 | 東京都港区港南一丁目 7番1号 | 電機の製 造・販売等 | 普通株式 333 | 99,900,000 (300,000) | 提携先 (注) 2 |
| 株式会社アクロスザシー 代表取締役 高橋智 資本金 6百万円 | 千葉県千葉市中央区中 央二丁目5番1号 千 葉中央ツインビル2号 館7階 CHIBA-LABO | 管理系業務 コンサルテ ィング | 普通株式 6 | 1,800,000 (300,000) | 当社の取引先 |

- (注) 1. 株式会社小松製作所は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
2. ソニー株式会社所有の当社株式は、平成28年4月1日付で、会社分割によりソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社へ承継されております。
3. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記の割当株数及び価格（単価）は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権(1) (ストックオプション)

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|----------------------|--------|----------------|---------|--------------------------|-----------------------------------|
| 谷口 恒 (戸籍名: 谷口 恵恒) | 東京都中央区 | 会社役員 | 864 | 108,000,000 (125,000) | 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、大株主上位10名) |
| 今西 暁子 | 東京都江東区 | 会社役員 | 75 | 9,375,000 (125,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 西村 明浩 | 東京都文京区 | 会社役員 | 75 | 9,375,000 (125,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載しておりません。

2. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権(2) (ストックオプション)

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|----------------------|------------|----------------|---------|------------------------|--------------|
| 瀬川 正樹 | 神奈川県川崎市麻生区 | 会社員 | 9 | 1,125,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 石川 一洋 | 千葉県千葉市緑区 | 会社員 | 8 | 1,000,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| Watman Daniel John | 東京都北区 | 会社員 | 8 | 1,000,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 何 瑞添 (Ho Swee Tim) | 埼玉県川口市 | 会社員 | 4 | 500,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 新井野 翔子 | 東京都文京区 | 会社員 | 4 | 500,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 鈴木 智広 | 東京都中野区 | 会社員 | 4 | 500,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 鰯坂 志門 | 東京都あきる野市 | 会社員 | 4 | 500,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 傅 湘国 (Fu Xiangguo) | 東京都東久留米市 | 会社員 | 3 | 375,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| Hamed Abbi Mohamed | 東京都新宿区 | 会社員 | 3 | 375,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 堀越 浩司 | 茨城県石岡市 | 会社員 | 3 | 375,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 江 文博 (Chiang Wen Po) | 神奈川県横浜市港北区 | 会社員 | 3 | 375,000 (125,000) | 当社の従業員 |

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|--------------------|--------------|----------------|---------|-------------------|--------------|
| 唐 家威 (Tong Ka Wai) | 東京都三鷹市 | 会社員 | 2 | 250,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 橋本 千金 | 埼玉県戸田市 | 会社員 | 1 | 125,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 進士 京子 | 東京都立川市 | 会社員 | 1 | 125,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 額田 将範 | 埼玉県草加市 | 会社員 | 1 | 125,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 仲 剛 | 神奈川県相模原市南区 | 会社員 | 1 | 125,000 (125,000) | 当社の従業員 |
| 真栄城 朝弘 | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区 | 会社員 | 1 | 125,000 (125,000) | 当社の従業員 |

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載しておりません。

2. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権(3) (ストックオプション)

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|----------------------|--------|----------------|---------|-----------------------|-----------------------------------|
| 谷口 恒 (戸籍名: 谷口 恵恒) | 東京都中央区 | 会社役員 | 611 | 184,705,300 (302,300) | 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長、大株主上位10名) |

(注) 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権(4) (ストックオプション)

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|--------|----------------|---------|----------------------|----------------------|
| 今西 暁子 | 東京都江東区 | 会社役員 | 35 | 10,500,000 (300,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 西村 明浩 | 東京都文京区 | 会社役員 | 35 | 10,500,000 (300,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載しておりません。

2. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

新株予約権(5) (ストックオプション)

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|----------------------------|--------------|----------------|---------|------------------------|-------------------------------|
| 景山 浩二 | 神奈川県川崎市麻生区 | 会社員 | 8 | 2,400,000 (300,000) | 当社の従業員 (注) 2 |
| Servillat Florent | 埼玉県さいたま市中央区 | 会社員 | 6 | 1,800,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 笠置 泰孝 | 東京都渋谷区 | 会社員 | 6 | 1,800,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 井上 真 | 東京都目黒区 | 会社員 | 5 | 1,500,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 金出 武雄 | 兵庫県篠山市 | 大学教授 | 5 | 1,500,000 (300,000) | 社外協力者 |
| 内田 浩一 | 東京都文京区 | 会社員 | 4 | 1,200,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 近藤 理 | 神奈川県川崎市高津区 | 会社員 | 4 | 1,200,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 岩崎 繁 | 東京都江東区 | 会社員 | 4 | 1,200,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 嶋田 悟 | 東京都江東区 | 会社員 | 4 | 1,200,000 (300,000) | 特別利害関係者等 (当社の関係会社 の取締役) |
| 山本 彰祐 | 東京都目黒区 | 会社員 | 4 | 1,200,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 水田 和裕 | 兵庫県芦屋市 | 会社員 | 4 | 1,200,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| Salvucci Valerio | 東京都文京区 | 会社員 | 4 | 1,200,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 鈴木 智広 | 東京都中野区 | 会社員 | 3 | 900,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 鯵坂 志門 | 東京都あきる野市 | 会社員 | 3 | 900,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| Trat Gwendoline Ngoc Quyen | 東京都葛飾区 | 会社員 | 3 | 900,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 龍 健太郎 | 東京都江戸川区 | 会社員 | 3 | 900,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 陸 家駿(Lu Jiajun) | 神奈川県大和市 | 会社員 | 3 | 900,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 江 文博 (Chiang Wen Po) | 神奈川県横浜市港北区 | 会社員 | 2 | 600,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 仲 剛 | 神奈川県相模原市南区 | 会社員 | 2 | 600,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 真栄城 朝弘 | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区 | 会社員 | 2 | 600,000 (300,000) | 当社の従業員 |

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|---|--------|----------------|---------|----------------------|--------------|
| Raafat Ahmed Abdelazim Mahmoud | 埼玉県三郷市 | 会社員 | 2 | 600,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 松田 光平 | 東京都文京区 | 会社員 | 2 | 600,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| Abdalrahman Alaaeldeen Mohammad Aboulelaa | 東京都中野区 | 会社員 | 2 | 600,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| Watman Daniel John | 東京都豊島区 | 会社員 | 1 | 300,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 新井野 翔子 | 東京都文京区 | 会社員 | 1 | 300,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 唐 家威 (Tong Ka Wai) | 東京都三鷹市 | 会社員 | 1 | 300,000 (300,000) | 当社の従業員 |
| 額田 将範 | 埼玉県草加市 | 会社員 | 1 | 300,000 (300,000) | 当社の従業員 |

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものについては記載しておりません。

2. 景山浩二は、平成28年5月24日開催の臨時株主総会において、当社取締役に選任され、就任しております。
3. 当社は、平成27年11月13日開催の取締役会決議により、平成27年11月30日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-----------|--------------------------|------------------------|------------------|--|-------------------|------------------|-----------------|---------------------|-----------|
| 平成28年4月1日 | ソニー株式会社 代表執行役 平井一夫 | 東京都港区 港南一丁目 7番1号 | — | ソニーセミコンダクタソリューションズ 株式会社 代表取締役社長 清水照士 | 神奈川県厚木市旭町四丁目14番1号 | — | 普通株式 666,000 | 99,900,000 (150) | 会社分割による承継 |

第3【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する所有株式数の割合 (%) |
|------------------------------------|---|--------------------------|----------------------|
| 谷口 恒(戸籍名:谷口 恵恒) (注) 1、2、3、4 | 東京都中央区 | 9,788,000 (3,732,000) | 22.56 (8.60) |
| Intel Capital Corporation (注) 4 | M/S RN6-46 2200 MISSION COLLEGE BLVD. SANTA CLARA, CA 95052 U.S.A. | 6,400,000 | 14.75 |
| 先端技術産業創造投資事業有限責任組合(注) 4 | 東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階 | 5,600,000 | 12.91 |
| FVCグロース二号投資事業有限責任組合(注) 4 | 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル8階 | 2,400,000 | 5.53 |
| ジャフコV1-B号投資事業有限責任組合(注) 4 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア ウエストタワー11階 | 2,170,000 | 5.00 |
| 株式会社JVCケンウッド (注) 4 | 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地 | 2,000,000 | 4.61 |
| 日本再興成長戦略第1号投資事業有限責任組合(注) 4 | 東京都世田谷区深沢二丁目1番2号 深沢ハウスH206 | 1,740,000 | 4.01 |
| 富士エレクトロニクス株式会社 (注) 4 | 東京都文京区本郷三丁目2番12号 御茶の水センタービル | 1,600,000 | 3.69 |
| 株式会社小松製作所(注) 4 | 東京都港区赤坂二丁目3番6号 | 1,332,000 | 3.07 |
| ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合(注) 4 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア ウエストタワー11階 | 1,300,000 | 3.00 |
| 西村 明浩(注) 3、5 | 東京都文京区 | 1,204,000 (220,000) | 2.78 (0.51) |
| ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア ウエストタワー11階 | 870,000 | 2.01 |
| 有限会社ケイ・アイ・シー | 東京都杉並区浜田山二丁目9番2号 | 800,000 | 1.84 |
| 北野 宏明 | 埼玉県川越市 | 776,000 | 1.79 |
| 今西 暁子(注) 5、6 | 東京都江東区 | 734,000 (220,000) | 1.69 (0.51) |
| ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社 | 神奈川県厚木市旭町四丁目14番1号 | 666,000 | 1.54 |
| 石黒 周 | 東京都目黒区 | 640,000 | 1.48 |
| アートスパークホールディングス株式会社 | 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号 パシフィックマークス新宿パークサイド2階 | 480,000 | 1.11 |
| 出川 章理 | 東京都中央区 | 462,000 | 1.06 |
| キャピタル・イニシアチブ第1号投資事業組合 | 東京都中央区日本橋本町一丁目10番2号 きめたハウジング第20ビル10階 | 460,000 | 1.06 |
| 三井住友海上C2005V投資事業有限責任組合 | 東京都中央区八重洲二丁目2番10号 八重洲名古屋ビル3階 | 400,000 | 0.92 |
| 株式会社ドリームインキュベータ | 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 東京俱楽部ビルディング4階 | 284,000 | 0.65 |
| KSP3号投資事業有限責任組合 | 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号 KSP 西304 | 200,000 | 0.46 |
| ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル8階 | 160,000 | 0.37 |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する所有株式数の割合 (%) |
|----------------------------|--|--------------------|----------------------|
| 加賀電子株式会社 | 東京都千代田区神田松永町20番地 | 120,000 | 0.28 |
| 古田 貴之 | 東京都港区 | 80,000 | 0.18 |
| 淡輪 敬三 (注) 7 | 東京都千代田区 | 80,000 | 0.18 |
| 景山 浩二 (注) 5 | 神奈川県川崎市麻生区 | 76,000 (16,000) | 0.18 (0.04) |
| 乙部 一郎 (注) 5、6 | 東京都渋谷区 | 46,800 | 0.11 |
| 瀬川 正樹 (注) 8 | 神奈川県川崎市麻生区 | 42,000 (42,000) | 0.10 (0.10) |
| 岡本 伸一 | 東京都北区 | 40,000 | 0.09 |
| 石川 一洋 (注) 8 | 千葉県千葉市緑区 | 34,000 (34,000) | 0.08 (0.08) |
| Watman Daniel John (注) 8 | 東京都豊島区 | 34,000 (34,000) | 0.08 (0.08) |
| 萩原 史郎 | 東京都東大和市 | 26,000 | 0.06 |
| 新井野 翔子 (注) 8 | 東京都文京区 | 26,000 (26,000) | 0.06 (0.06) |
| 何 瑞添 (Ho Swee Tim) (注) 8 | 埼玉県川口市 | 22,000 (22,000) | 0.05 (0.05) |
| 傅 湘国 (Fu Xiangguo) (注) 8 | 東京都東久留米市 | 16,000 (16,000) | 0.04 (0.04) |
| Hamed Abbi Mohamed (注) 8 | 東京都新宿区 | 16,000 (16,000) | 0.04 (0.04) |
| 鈴木 智広 (注) 8 | 東京都中野区 | 14,000 (14,000) | 0.03 (0.03) |
| 鰯坂 志門 (注) 8 | 東京都あきる野市 | 14,000 (14,000) | 0.03 (0.03) |
| 染宮 秀樹 (注) 5 | 東京都新宿区 | 13,300 | 0.03 |
| 安武 弘晃 (注) 5 | 東京都目黒区 | 13,300 | 0.03 |
| 株式会社アクロスザシー | 千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号 千葉中央ツインビル2号館7階 CHIBA-LABO | 12,000 | 0.03 |
| Servillat Florent (注) 8 | 埼玉県さいたま市中央区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 笠置 泰孝 (注) 8 | 東京都渋谷区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 堀越 浩司 (注) 8 | 茨城県石岡市 | 10,000 (10,000) | 0.02 (0.02) |
| 江 文博 (Chiang Wen Po) (注) 8 | 神奈川県横浜市港北区 | 10,000 (10,000) | 0.02 (0.02) |
| 井上 真 (注) 8 | 東京都目黒区 | 10,000 (10,000) | 0.02 (0.02) |
| 金出 武雄 | 兵庫県篠山市 | 10,000 (10,000) | 0.02 (0.02) |
| 橋本 千金 (注) 8 | 埼玉県戸田市 | 8,000 (8,000) | 0.02 (0.02) |
| 内田 浩一 (注) 8 | 東京都文京区 | 8,000 (8,000) | 0.02 (0.02) |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する所有株式数の割合 (%) |
|--|--------------|---------------------------|----------------------|
| 近藤 理 (注) 8 | 神奈川県川崎市高津区 | 8,000 (8,000) | 0.02 (0.02) |
| 岩崎 繁 (注) 8 | 東京都江東区 | 8,000 (8,000) | 0.02 (0.02) |
| 嶋田 悟 (注) 3、8 | 東京都江東区 | 8,000 (8,000) | 0.02 (0.02) |
| 山本 彰祐 (注) 8 | 東京都目黒区 | 8,000 (8,000) | 0.02 (0.02) |
| 水田 和裕 (注) 8 | 兵庫県芦屋市 | 8,000 (8,000) | 0.02 (0.02) |
| Salvucci Valerio (注) 8 | 東京都文京区 | 8,000 (8,000) | 0.02 (0.02) |
| Guillaume Hansali | 千葉県市川市 | 6,600 | 0.02 |
| 唐 家威 (Tong Ka Wai) (注) 8 | 東京都三鷹市 | 6,000 (6,000) | 0.01 (0.01) |
| 仲 剛 (注) 8 | 神奈川県相模原市南区 | 6,000 (6,000) | 0.01 (0.01) |
| 真栄城 朝弘 (注) 8 | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区 | 6,000 (6,000) | 0.01 (0.01) |
| Trat Gwendoline Ngoc Quyen (注) 8 | 東京都葛飾区 | 6,000 (6,000) | 0.01 (0.01) |
| 龍 健太郎 (注) 8 | 東京都江戸川区 | 6,000 (6,000) | 0.01 (0.01) |
| 陸 家駿 (Lu Jiajun) (注) 8 | 神奈川県大和市 | 6,000 (6,000) | 0.01 (0.01) |
| 進士 京子 (注) 8 | 東京都立川市 | 4,000 (4,000) | 0.01 (0.01) |
| 額田 将範 (注) 8 | 埼玉県草加市 | 4,000 (4,000) | 0.01 (0.01) |
| Raafat Ahmed Abdelazim Mahmoud (注) 8 | 埼玉県三郷市 | 4,000 (4,000) | 0.01 (0.01) |
| 松田 光平 (注) 8 | 東京都文京区 | 4,000 (4,000) | 0.01 (0.01) |
| Abdalrahman Alaaeldeen Mohammad Aboulelaa (注) 8 | 東京都中野区 | 4,000 (4,000) | 0.01 (0.01) |
| 計 | — | 43,382,000 (4,590,000) | 100.00 (10.58) |

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
 2. 特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役社長)
 3. 特別利害関係者等 (当社関連会社の取締役)
 4. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 5. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 6. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
 7. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
 8. 当社の従業員
 9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 10. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月4日

株式会社 Z M P
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

柳池木春叔



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

向井 誠



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ZMPの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZMPの平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年11月4日

株式会社 Z M P
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

左施木若松



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

向井 誠



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ZMPの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZMPの平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

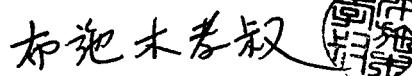
以上

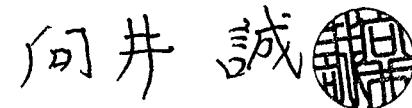
独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月4日

株式会社 Z M P
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 
業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ZMPの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年1月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ZMPの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上